

特277

979

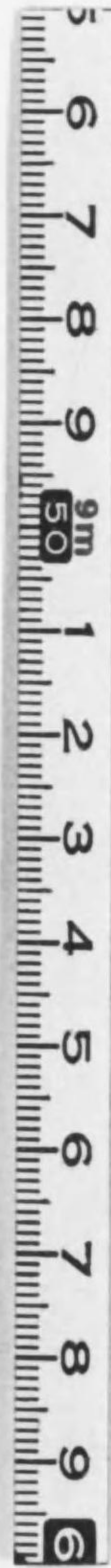
特277-979



*76W10920

第六十九回帝國議會報告書

衆議院議員 高良宗七



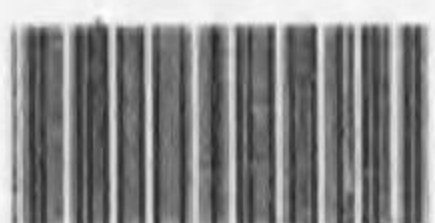
始



第六十九回帝國議會報告書 目次

第一章 序論	(一)	三、貿易關係の四法律	(六)
第二章 財政及經濟問題	(三)	四、關稅關係の三法律その他	(六)
一、前内閣の續發豫算案	(三)	第四章 軍事、外交及拓務問題	(四)
二、昭和十一年度豫算概要	(五)	一、國防の充實と兵農兩全	(四)
三、依然として跛行財政	(九)	二、艦軍問題	(六)
四、財政計畫の見直し	(二)	三、外交刷新の要望	(七)
五、公債政策	(四)	四、米濠關稅引上問題	(九)
六、稅制整理の輪廓	(六)	五、臺灣拓殖株式會社法	(九)
七、低金利政策・金融統制	(九)	第五章 内政問題	(七)
八、産業貿易の振興	(二)	一、司法權濫用、人權蹂躪問題	(七)
九、經濟政策の概要	(四)	二、思想犯保護	(七)
一〇、昭和九年度決算・豫備金	(七)	三、退職積立金及退職手當法	(七)
第六章 農村問題	(六)	四、不穩文書取締法	(七)
一、米穀、産物及肥料問題	(六)	五、總動員秘密保護法	(七)
二、土地貸賃價格改訂問題	(六)	第七章 法律案	(六)
三、農村關係法規の改正	(四)	一、聖旨奉讀應政一新二關する決議	(六)
四、農村對策新施設	(四)	二、議會制度改革の決議	(六)
第七章 産業問題	(六)	三、衆議院選舉法に關する決議	(六)
一、商工組合中央金庫法	(六)	第八章 結論	(六)
二、重要産業の統制その他	(七)		

76W10920



上印乙
著

第六十九回帝國議會報告

第一章 序論

召集直前の政局 第六十九回帝國議會は總選舉後の特別議會として五月一日、戒嚴令下に召集された。召集直前の政局は實に異常なる情勢に置かれてあつた。即ち去る二月二十日、總選舉終了の後、數日にして未曾有の不祥事、二・二六事件の勃發あり、忽ちにして社會は極度の不安に墮はれ、人心は唯だ惘々たる有様であつた。此間に政變は行はれ、廣田内閣は組織された。當時、事件の真相に思を致し、組織工作の曲折を目のあたりに見たる國民は、物情の頗る容易ならざるものあるを感じ、新内閣は果して能く此難局を擔當し得べきやを疑ひ、眞に時艱の逼迫を覺えざるを得なかつた。此時に當りて、吾黨は先づ以て現前の時艱の打開こそ最も緊急の時務たるを斷じ、國家本位の見地に立ち置々の論議を一擲し、二關係を送りて、積極的に協力の実を示したのである。

第六十九回帝國議會報告書

總裁の方針指示 かゝる異常なる情勢の下に召集せられたる今期議會は、素より尋常一様の特別議會ではなかつたのである。而して吾等も亦尋常一様ならざる緊張を持して之を迎へたのである。吾黨鈴木總裁は愈々議會に臨むに先ち四月三十日、議員總會の席上、左掲の如き對議會方針を指示し、以て黨員の用意と奮起とを促すところがあつた。

鈴木總裁演說

第十九回總選舉を終り、諸君の當選を見たことは、私の欣快とするところである、茲に特別議會の開會は實に我黨議員總會を開いて、私の所見を述べたいと思ひます。選舉直後に起りたる二・二六事件は實に未曾有の不祥事で、私は國民として恐懼に堪へざると共に、爾來人心惘々、國民の思想に不安の塵流が漂ふことは、憂慮に堪へぬ次第であります。此の際斷然として黨軍の實績を示し、上宸體を安んじ奉り、下國民をして、國軍信頼の念を深からしめねばなりません。而して政黨も又自應自顧、能く社會の現情と人心の推移とを究明し徒らに舊習に囚はるゝなく、適切なる對策を講じ、一面道法精

紳を徹底せしめて、國民の嚮ふ所を指導するの責任を痛感致します。私は此際、『爾臣民克ク朕ガ意ヲ體シ、文武互ニ其ノ職分ニ恪シ、衆庶其ノ業務ニ洋勵シ』と仰せられた詔勅の御精神を、身に堪へて遂々と體得するものであります。此くして軍部と政黨とが一心同體となりて、國家の要務を分擔すれば、如何なる困難も打開せられ、益々國體の精華は發揚されることを確信致します。

諸君、國體を明徴し、教學の本義を正すことは、一君萬民の國體の下に於て、千古不磨の國民的信念であり、從て諸政の根本は、爰に基調を置かれればなりません。唯近時人心漸く弛緩し、動もすれば謬れる自由に陥り、或は觀念の遊戯に墮して、放縱自志の惡風を馴致したることは、默視し難き現象であります。速かに根本基源の計を講じて、建國の大道を顯示せねばならぬと信じます。

抑々、天皇の聖慮を體し、國民の總意を以て行はれる最善の政治は、立憲政治で、國家の進運、國民の福祉は、此の政治の外にはないのであります。即ち國民の意志は議會に反映し、國民生活の全分野の安定向上は、議會政治に於て具現せらるゝのである。故に議會を尊重せねばならぬことは勿論であるが、之と共に議會の聲價を向上し、其の内容を充實することは、喫緊の要務であります。若し苟くも立憲政治を變革し、或は之を粉砕せんとするが如き行爲あらば、國民は斷乎として之を排撃せねばならぬと信じます。諸君は此の堅き信念を以て、私利黨略に惑はされず、須らく國家の重きに任ぜんことを望みます。

諸君、我國の今日は、政治機構と言ひ、經濟機構と言ひ、又外交方針と言ひ、長く因襲の弊實に因はれ、生々進歩せる現代の國民生活に適應せざるものが、甚だ少くないのである。故に英斷を以て、之に相當の修正革新を加へ、以て立憲政治の本義を擴充して、躍進日本の道程に備へねばならぬと思ふ。然かも此等の政策に就ては、我黨政務調査會の成案に依て、明かであり、而して我黨が、從來強調せる幾多の積極的政策は、既往に於て其の適切なることを實踐されつゝあるが、今後一層政府を奮勵して、之を實行せしめねばならぬと信じます。今や時局は實に重大である、諸君は此の認識を深めて特別議會に臨み眞に國家本位の至誠を以て諸案を検討し、克く時艱を克服して國運の進展に寄與せられんことを希冀致します。

空前の聖勅を賜ふ

五月四日、開院式の當日は洵に崇高なる感激に充ちた一日であつた。此日、車駕親臨し給ひて長くも空前の御例と拜し奉らるゝ、聖勅を賜つたのである。即ち、

今次東京ニ起レル事件ハ、朕カ憾トスル所ナリ我カ忠良ナル臣民朝野和協文武一致力ヲ國運ノ進暢ニ效サンコトヲ期セヨ

と宣はせ給ひしは、眞に恐懼の至であつて、式の終りて退御し給ひし後も兩院議員は感激の餘、少時は一語を發す

る者無く、滿場の肅氣は覺えず、禮を正さしめた。仍て勅語奉答文起草委員會は嘗て見ざる慎重協議を重ねたる結果次の如き成案を得た。

恭シク惟ルニ

車駕親臨シテ茲ニ第六十九回帝國議會開院ノ盛式ヲ舉ゲサセラレ優渥ナル勅語ヲ賜フ臣等感激ノ至ニ勝ヘス今ヤ内外極メテ多事經紀實ニ容易ナラス此時ニ際リ都下ノ變アリ長クモ宸襟ヲ惱シ奉ル臣等恐懼措ク所ヲ知ラス

陛下臣等ニ論スニ朝野和協文武一致力ヲ國運ノ進暢ニ效サンコトヲ以テシタマフ臣等謹ミテ聖旨ヲ奉體シ慎重審議協贊ノ任ヲ完ウシ上

陛下ノ聖明ニ應ヘ奉リ下國民ノ委託ニ酬インコトヲ誓フ衆議院議長臣富田幸次郎誠恐誠惶謹ミテ奏ス

而して此感激は今朝議會を通じて終始議員の胸裡に深く刻せられ、諸案の審議に精勵是れ力め、議院政治の革新を圖らんとする熱意は兩、大政黨協心戮力の間に高唱せられたのである。

今朝議會の使命 言ふまでもなく、今朝議會の本來の使命は、前議會の解散に依りて不成立となつた十一年度豫算の

追加案並に法律案其他若干の新法案の審議協贊にあつた。しかしその本來の使命の外に、更に重大なる期待は、二、二六事件その後の對策の討議であつた。廣田内閣は此討議題目として、肅軍と庶政一新とを提供した。組閣以來數回の聲明は之を説くこと頗る熱心なるものがあり、國民の關心は深く此に集つて居たのである。されどその具體案と具現の方途は果して如何。しかのみならず、内外の時局は近來頗る緊迫の狀態にある。吾等はまた此機會に於て此等滿幅の疑團を解かんとしたのである。政府は果して如何なる抱負と政策とを提げて、吾等に答へ、國民をして安心せしめんとしたるか。以下筆を進めて大要の報告を爲さんとすものである。

第二章 財政及經濟問題

一、前内閣の踏襲豫算案 昭和十一年度の豫算は本年一月衆議院が解散され不成立になつたため、憲法第七十一條に基いて前年度の豫算が施行され、政府は實行豫算を編成することとなつたのであるが、解散後の今朝特別議會に於て廣田内閣は組閣後日尙ほ淺く、本年度豫算に於ては政府の新たな政策を具現するの途なかりしといふ理由を以て、殆ん

と全く岡田内閣によつて第六十八議會に提出せられた不成
立豫算を踏襲することとなつたのである。それ故に昭和十
一年度の豫算關係よりみれば、廣田内閣は全く岡田内閣の
延長に過ぎないのであつて、そこに何等庶政一新の政策を
見出すことは出来ない。現内閣が成立するや、天下に向つ
て更始一新を叫び、積弊一掃を呼號し、又高橋財政に對し
修正を加ふるも已むを得ない等々聲明せるに拘らず、前内
閣の豫算その儘を繼承して、果して新なる内閣の新なる使
命何處にありや、疑なきを得ないのである。最近の事例
に徴すれば、内閣の壽命は二年間續くか續かぬかである。
その二年の中、一年は前内閣の政策を踏襲するでは、庶政
一新を高唱する現内閣の採るべき態度であらうか。現内閣
成立してから、今期議會召集までの五十日は、勿論長くは
ないが、又決して短かしくもいへぬ。もしも短かしくする
ならば解散後の特別議會は、解散の日より五ヶ月以内に召
集すれば可なるを以て、更に一ヶ月又は一ヶ月半、議會の
召集を遅らすことが可能である。しかるに政府は事ここ
に出でず、内閣成立後、聲明又聲明に没頭し、昭和十一年
度の實行豫算並に追加豫算の編成を全く下條の相談に委せ
てしまつたのである。即ち三月十七日の閣議に於て、十一

年度豫算の編成方針を決めたのであるが、それは、(一)大體
前内閣の決定した編成方針を踏襲する。(二)不成立豫算に
計上したる經費、即ち當然増加並に新規増加額は所管省
と大藏省との間に協議續りたるものに限り實行豫算に計上
す。(三)不成立豫算に計上せざる經費、即ち不成立豫算編
成以後に生じたる新規増加額も亦所管省と大藏省との協
議に依り實行豫算に計上するといふのである。これは一體
何事であるか。何故に閣議に於て新内閣の眞使命はこゝに
ありと政策を決めて、これを堂々實行豫算に移さなかつた
のであるか。われ等の頗る遺憾とするところである。
もとく不成立豫算は、その編成の手に幾多不満足な
點があつた。例へば軍事費を捻出するに、或は日鐵の一分
増配による政府配當増額二百八十三萬圓を生み出したり、
或は關東、朝鮮、臺灣、樺太、南洋、通信、鐵道等の各特
別會計より一千七百萬圓をせびり出したり、恰も奉加帳を
持廻つて軍事豫算を編成したるが如き陋態を敢てし、外國
に對する聞えも憚る如きものであつた。かゝる無理は、要
するに一面に於て増税をせず、一面に於て公債漸減主義に
囚はれたためである。現内閣は、増税もやり、公債も漸
減主義に拘束されなといふ。しからば、何故にこの方針

により十一年度豫算の再検討を爲さなかつたのであるか、
現内閣の聲明や又施政の演説とも矛盾するものといふべき
である。

二、十一年度豫算概要 昭和十一年度豫算は、以上に述べ
たるが如き編成方針によつて、大體不成立豫算に依ること
となり、従つて、その施行豫算の範圍内に於て實行し得べ
きものは、これを實行豫算に計上すると共に、然らざるも
のは、これを追加豫算に計上せられることとなつた。この
實行豫算並に追加豫算の合計額は、歳入に於て二十三億五
百五十餘萬圓となり、歳出に於て二十三億千五百餘萬圓
となる。(歳入歳出差引に於て五百九十餘萬圓の歳出超過は現内
閣成立して低金利政策を實行し、公債の低利借換を行ひたる結果

として、第一回公債借換の分は國債費を實行豫算中より差引きた
るも、第二回の公債借換に依る國債費は、そのまゝ計上され
るを以て、これは當然の不用額となつて豫算は辻褄が合ふこととな
る)。
以上は實行豫算並に追加豫算を合計した金額について
あるが、更にこれを實行豫算と追加豫算とに区分すれば、
實行豫算は追加豫算の成立等に伴ひ増加を要する金額をも
含めて、歳入十九億四千九百餘萬圓、歳出十九億四千五百餘
萬圓であつて、又追加豫算額は歳入三億六千四百五十餘萬
圓、歳出三億六千四百四十餘萬圓となるのである。(歳入歳
出突合はざるは歳出中に國債費五百九十餘萬圓の不用額を含むに
依る)

昭和十一年度一般會計歳入出豫算額

區分	昭和十一年度		昭和十年度	比較増△減
	實行豫算額	追加豫算額		
歳入	1,478,844,961	3,124,507,714	1,455,059,056	1,023,785,905
經常部	523,723,633	3,124,507,714	855,552,151	2,268,955,563
臨時部	1,269,981,307	3,124,507,714	1,511,677,598	2,857,303,915
普通歳入	396,174,336	3,124,507,714	303,633,104	820,874,610
公債	1	3,124,507,714	1	3,124,507,714
前年度剩餘金繰入	1	1	1	0
計	1,478,844,961	6,549,355,428	1,455,059,056	5,094,296,372
歳出	1,478,844,961	3,124,507,714	1,455,059,056	1,023,785,905
經常部	1,478,844,961	3,124,507,714	1,455,059,056	1,023,785,905
臨時部	1,478,844,961	3,124,507,714	1,455,059,056	1,023,785,905
計	1,478,844,961	6,549,355,428	1,455,059,056	5,094,296,372

歳出

經常部	一、九四〇、九七七、六四四	三、六四一、五九六、五七一	二、三三五、五七四、一九五	三、三三三、三六八	九〇、二〇六、三六六
臨時部	一、九四九、五五八、〇三三	一、三〇一、四一七	一、三〇一、四一七	一、三〇一、四一七	五、九七九、四七一
計	六、四四〇、八三二、四九七	五、〇四三、〇一四	三、六四三、〇一四	四、六三四、七八五	一三、二一五、二八七

歳引歳入過△不足 △ 一、〇〇元、八八五 △ 一、八三三、一九七

備考 (一)、昭和十一年度実行豫算額は実行追加額を加算せるものである。(二)、従て右の昭和十一年度実行豫算額と追加豫算額の計は所謂実行豫算現額に相當するものである。

今歳入豫算についてその概略を説明すれば總額二十三億五千五百五十餘萬圓中經常部十四億五千餘萬圓、臨時部八億五千五百五十餘萬圓であつて、その主要なるものは、

經常部	九三三、三〇一	前年度 比し	九三三、三〇一	増	九三三、三〇一
租	七九、六一〇		七九、六一〇	減	七九、六一〇
印紙收入	二、九四四、〇〇〇		二、九四四、〇〇〇	増	二、九四四、〇〇〇
官業及官有財産收入	八二、〇〇〇		八二、〇〇〇	増	八二、〇〇〇
通信事業特別會計納付金	一〇、七〇〇		一〇、七〇〇	減	一〇、七〇〇
日本銀行納付金	四六、三三三		四六、三三三	増	四六、三三三
臨時部	一六、六四三		一六、六四三	増	一六、六四三
官有物拂下代	二四、〇〇〇		二四、〇〇〇	増	二四、〇〇〇
滿洲國々防費分擔金受入	四三、〇八七		四三、〇八七	増	四三、〇八七
臨時利得税				増	二、六三三

昭和十一年度歳入豫算内譯概要

經常部	九三三、三〇一	昭和十一年 昭和十年度 度豫算現額 豫算現額 比較増△減	九三三、三〇一	増	九三三、三〇一
租	七九、六一〇		七九、六一〇	減	七九、六一〇
印紙收入	二、九四四、〇〇〇		二、九四四、〇〇〇	増	二、九四四、〇〇〇
官業及官有財産收入	八二、〇〇〇		八二、〇〇〇	増	八二、〇〇〇
通信事業特別會計納付金	一〇、七〇〇		一〇、七〇〇	減	一〇、七〇〇
日本銀行納付金	四六、三三三		四六、三三三	増	四六、三三三

歳入	四六、三三三	三、八、五七	七、七四
特別會計より繰入	六、六六八	六、三三二	四、一六
經常部計	一、四四〇、〇九八	一、三三三、五五七	二、四、五八
臨時部	一六、六四三	一〇、六四六	五、九九六
官有物拂下代	一六、六四三	一三、〇五〇	五、五九三
歳入	一六、六四三	一三、〇五〇	五、五九三
公共團體工事費納付金	七、四七〇	五、三二二	二、一四八
公共團體工事費分擔金	一〇、六四〇	八、四九六	二、一四三
學術研究奨励金受入	三	三	三
特別會計より繰入	二、一九七	一〇、二四三	一、八四五
保險會社納付金	三、五〇〇	三、五〇〇	一
輸出補償收入	七九六	九、八七	一四、六六七
滿洲國々防費分擔金受入	二四、〇〇〇	九、八七	一四、一三三
臨時利得税	四三、〇八七	三〇、九五	一三、一三三
特別會計より一般財源受入	一七、五〇〇	一〇、一三三	七、三五〇
小計	一五、一六七	七、七四	八、四二三
公債	七三、八七	七、七四	六、八三
震災善後公債	七、〇〇〇	七、〇〇〇	四、七
道路公債	九、九九〇	五、五七四	四、四一五
滿洲事件公債	一七、〇九五	一〇、七〇	三、一〇
歳入補償公債	五三、三三四	五、七、八七	△七、九三
前年度剩餘金繰入	八五、五二五	七、〇〇〇	△七、〇〇〇
臨時部計	一、三三三、五五七	八七九、八七	△二、四、三七
歳入合計	二、七、七三三、六四五	二、三、三三三、三三三	△四、四〇〇、三二二

備考	昭和十一年度豫算額は実行豫算額に追加豫算額を加へたる所謂実行豫算現額に相當するものである。	
次に歳出豫算について其の概略を説明すれば總額二十三億一千五百五十餘萬圓であつて、其の内譯は經常部十三億六千二百二十餘萬圓、臨時部九億五千餘萬圓である。今昭和十一年度歳出豫算中その主要なるものを示せば、		
特殊なる歳出		三九四、二〇八
兵備改善に關する經費		一三四、九八〇
内 陸軍省所管		二五九、二二八
海軍省所管		一九八、四一五
滿洲事件費		一八三、二七四
内 陸軍省所管		九、四六二
海軍省所管		五、六七九
其他(豫備金共)		七三、六三八
爲替相場の變動に基く經費		三、八〇六あり
外に特別會計三、八〇六あり		三、八〇六あり
國債整理基金繰入		三、八三、一一一
主要なる新規經費		二〇、〇〇〇
臨時町村財政補助金		三、四七七
治水事業費の追加		二、九六五
港灣改良費の追加		八、二三八
道路改良費の追加		

北海道拓殖費の追加	二、三四六
災害費の追加	一六、六五五
土地貸賃價格調査費	一、九四六
陸軍々事費(經常部)の増	一、二二七
陸軍國防充備費(臨時部)の増	五四、九八九
陸軍滿洲事件費(臨時部)の増	二〇、九一五
海軍兵備改善費(臨時部)の増	一七、〇一四
海軍々事費(經常部)の増	二〇、九五五
海軍水陸整備費(臨時部)の増	三七、一五〇
海軍航空隊設備費(臨時部)の増	七、六六〇
海軍艦船整備費(臨時部)の増	五五、三四八
海軍々需品整備費(臨時部)の追加	三、二七一
海軍研究費(臨時部)の増	五、三一〇
農村經濟更生費の増	二、八〇五
森林費の増	二、二五七
農林省産業獎勵費の増	五、二五三
石油保有補助費	二、六三六
商工組合中央金庫臨時出資金	二、〇〇〇
年金及恩給費の増	四、八八〇
逓信省關係補助及獎勵費の増	一、六九三
雪害地方対策施設費	三、〇〇〇
東北振興に關する經費	八、九四二

九十八萬餘圓を増し、臨時部に於て四千五百十七萬五千餘圓を増し合計九千六百十萬餘圓の増となる。

昭和十一年度歳出豫算内譯概要

區分	昭和十一年度豫算額		比較増△減
	千円	千円	
經常部	4,500,000	4,500,000	—
臨時部	4,500,000	4,500,000	—
皇室費	1,726,833	1,682,000	44,833
外務省	57,975	50,746	7,229
内務省	42,408	40,550	1,858
大藏省	1,608,908	1,798,833	-189,925
陸軍省	3,367,752	3,258,977	108,775
海軍省	5,667,211	5,993,000	-325,789
司法省	3,277	3,046	231
文部省	3,123	3,141	-18
農林省	5,693	5,488	205
逓信省	1,825,533	1,768,977	56,556
拓務省	3,251	1,973	1,278
臨時部計	1,521,920	1,510,033	11,887
外務省	1,467	1,288	179
内務省	51,026	12,858	38,168
大藏省	28,999	6,555	22,444

等であつて、經常部に於て昭和十一年度豫算に比し、五千

陸軍省	3,367,752	3,258,977	108,775
海軍省	5,667,211	5,993,000	-325,789
司法省	3,277	3,046	231
文部省	3,123	3,141	-18
農林省	5,693	5,488	205
逓信省	1,825,533	1,768,977	56,556
拓務省	3,251	1,973	1,278
臨時部計	1,521,920	1,510,033	11,887

尙ほ昭和十一年度歳入歳出實行豫算純計、即ち一般、特別兩會計より重複せる費目を控除せる純計額は歳入六十四億三千三百餘萬圓、歳出六十二億七千三百餘萬圓であつて、更にこの純計より國債整理基金特別會計に於ける米穀證券借換債還額及び五分利國庫債券借換債還額を歳入歳出より削除せる實質的純計は歳入四十七億一千二百餘萬圓、歳出四十五億五千二百餘萬圓となる。

三、依然として跛行財政 我黨は岡田内閣に對して、國防産業兩全の國策を樹立することが、刻下非常時政治の中心問題であることを主張したのである。殊に第六十六議會に於ては、災害対策、匡救事業善後策及び地方自治體窮乏打

開のため、一億八千萬圓見當の歳出追加の要ある所以を主張した。岡田内閣は内心我黨の緊急動議の正しいことを知りつゝ、これを實現するの力なく、僅に第六十七議會(十年度豫算)に於て、第二豫備金千五百萬圓増加の追加豫算を提出して、ひたすら十年度豫算案の通過を圖つたのである。かゝる彌縫姑息の政策に没頭して、時局の重大性を認識せず、兵農兩全の國策の大本を忘れた政府をもつことが、國家國民の忍ぶべからざることでありといふのが、實に岡田内閣に對する我黨不信任の主たる理由であつたのである。果然、未曾有の不祥事、二・二六事件が勃發した。その後を承けた廣田内閣が、先づ庶政一新を叫ばねばならなかつたことは、當然の成り行きであらう。聲明は如何にも尤もらしく勇敢で、世間では「廣田聲明内閣」と呼稱するに至つたが、その聲明にも拘らず、昭和十一年度豫算は前内閣に於て編成した不成立豫算を踏襲してしまつた。従つて昭和十一年度豫算が、依然として跛行財政であり、軍事費は十億五千七百餘萬圓に達し、實に總額の四割五分

八厘を占め、一般内治産業關係を含む行政費は四億六千七百餘萬圓(歳出總額二十三億一千一百餘萬圓より軍事費・國債費・補助費・年金及恩給・國庫預備金・皇室費を除いた残額)であつて、總額の二割二厘に過ぎない。たゞこゝに十年豫算に比し、本年度豫算の異れるところは、軍事費に於て三千六百餘萬圓を増加すると共に、一般内治産業費に於ても三千六百餘萬圓を増加し、従つて國費配分の比率に於て、軍事費は前年度四割六分一厘が本年度四割五分八厘となり、一般内治産業費は前年度一割九分五厘が本年度二割二厘に上つたことである。(内務四千四百四十萬餘圓、農林三千九十四萬餘圓、商工五百四十八萬餘圓、逓信六百五十七萬餘圓各増、文部七百八十一萬餘圓減)。又補助費は十年一億六千二百餘萬圓が十一年一億八千九百餘萬圓となり、二千七百餘萬圓を増加し、従つて比率も七分三厘から八分二厘に上つた。これ等は、誠に細微のことで、我黨一貫の政策たる兵農兩全の強き主張より言へば、問題とするには餘りにも懸隔があり過ぎるが、唯だ前年度豫算に比して、産業振興や國民生活安定に關する經費が幾分でも増加されて、五厘でも七厘でも跛行を矯正することが出来たことは我黨主張の反映せるものといふべく、國家國民のために欣

びとせねばならぬ。今、参考のため、昭和十一年度歳出豫算中、國費配分の比率を左に掲げる。

昭和十一年度歳出豫算中 軍事費、行政費等類別前年度豫算比較表

區分	昭和十一年度豫算		昭和十年度豫算	
	金額	對出總額%	金額	對出總額%
軍事費	一、〇七〇、七〇〇	四・六	一、〇一一、〇〇〇	四・三
陸軍費	五七〇、〇〇〇	二・五	四九七、〇〇〇	二・三
海軍費	五〇〇、〇〇〇	二・二	五二〇、〇〇〇	二・三
行政費	四七〇、〇〇〇	二・〇	四三〇、〇〇〇	二・〇
國債費	三六三、〇〇〇	一・六	三六九、〇〇〇	一・七
補助費	一八七、〇〇〇	〇・八	一六三、〇〇〇	〇・八
年金及恩給	一六、五〇〇	〇・〇	一七、一〇〇	〇・〇
國庫預備金	三、〇〇〇	〇・〇	三、〇〇〇	〇・〇
皇室費	五、〇〇〇	〇・〇	五、〇〇〇	〇・〇
計(歳出總額)	二、三二一、七〇〇	一〇・〇	二、三二一、〇〇〇	一〇・〇

我黨が屢々主張するが如く、現下の國際情勢に對應して國防強化の必要であることは申すまでもないが、眞の國防は、陸海軍備の充實のみを以て全うし得るものではなく、農村の振興、中小商工業者の向上發展、労働者の生活安定

等、國民經濟全般の興隆發展を企圖する諸政策が實施せらるゝことを必要とする。この點に關して、現内閣は本會議並に委員會等に於て、我黨の主張に同意し、産業貿易の振興を圖り、國民經濟を豊かにして、國民生活の安定を圖ることを期して居るのであるが、果してこれを實現するの熱意と力とを有するかは、今後充分に監視するの要がある。昭和十一年度豫算に於ては、政府は米糶肥料など、農村關係に於て多少見るべきものもあるも、中小商工業者に對しては、商工業者多年の希望である商工組合中央金庫の如きも僅に資本金一千萬圓内五百萬圓の政府出資といふ、餘りに貧弱なる施設である。社會政策に至つてはたゞ僅に退職積立金及び退職手当法を提出したに過ぎない。もつとも馬場藏相は、就任早々我黨豫定の主張である低金利政策を實行せられたのであるが、未だ都鄙上下に徹底する迄に至つて居ない。殊に災害防除の施設に至つては不徹底であつて、近年頻發する風水害旱害冷害の如きは、窮乏せる農漁山村に彌が上にも打撃を與へ、また東北地方を始め各地の雪害は、數十年來稀有の災害であつたが、政府はこれ等に對して救済防除に十分の方策を講じて居るとは申されない。これを要するに國防の充實が、現下の國際情勢より見て

不可避のことであると同時に、産業の振興と國民生活の安定とは、現下の國內情勢より見て亦放置することの出来ない要務なりと云はねばならぬ。而してこの國防と産業とは後にも述ぶるが如く相關不可分の關係に立つものである。議會に於ける軍當局の説明から推す時は、昭和十二年度以降は劃期的な軍事費の膨脹が豫想せられ、十一年度豫算に比して恐らくは四億程度の増額が要求さるゝに相違ない。それが必要な最少限度であるとすれば止むを得ないが、産業費に於ても、如何に少くとも一億以上の増額は同様に最少限度の必要と認めねばならぬと信ずる。

四、財政計畫の見透し 兵農兩全の政策を實行するにも、或は庶政一新を策するにしても、その根本條件となるものは、將來の財政計畫を確立することである。齋藤岡田内閣が、遂にその日暮しの政治に終つたのは、こゝに重大なる缺陷の存したることを知らねばならぬ。廣田首相及び馬場藏相は、施政の演説に於て、財政に關する政府の根本方針について、『新たなる國費支出の増加をも覺悟せねばならぬ實情であるから、速に將來の歳出の見透しを付け、これに對應する歳入計畫を樹立し、財政の基礎を鞏固ならしむることが肝要である』と述べたのであるが、豫算案及び

議會に於ける政府の答辯に徴するに、政府は未だ歳出の見透しをつけて居ると認めることが出来ない。従つて何等確乎たる財政計畫は立つて居らぬのである。われ等の必要とするものは、財政方針の抽象的一般的理論ではなくて、時局に即して、具體化されたる数字を明示した財政計畫のことである。廣田首相及び馬場藏相の希望と意圖に對しては賛意も表し同情もするが、まだ雲霧に覆はれて海のものとも山のものとも見分けがつかない、不安は依然として残されて居る。

もとより現下の我が國情に於て財政上の中樞問題は國防費であつて、陸海軍經費の大體の見透しがつかなければ確乎たる財政計畫は立たないのである。今日我國が東亞和平の確立のために國際聯盟を離脱してまでも、滿洲の建國を援け、又本年一月には海軍軍縮會議をも脱退したる以上は「ソ」支米等隣接諸國との國際情勢に顧み、陸海軍備を整ふることは、必要止むを得ざることであつて、國民はこの必要なる軍事費を負担するに吝かなるものではない。従つて軍部も財政當局も、虚心坦懐に、國防計畫の全貌を明かにし、必要なる軍事費に付て國民に要求するところがなければならぬ。

次に海軍費はどうか。永野海相は、

「西太平洋上に於て、我を攻撃する最大海軍力と同等の實力を有したい。それと共に、我國の情勢に鑑み、適當の防備及び根據地を持つことが、日本海軍として絕對に必要である。この海軍力を整へるために幾許の豫算を要するかの質問については、明確に示すことは出来ぬが、條約がそのまゝ存続したとしても、主力艦の代換、補助艦の補充を要することとなる。そのために、五萬五千トン平均の造艦を今後十年やらなければならぬことになつてゐるが、それとは餘り大差なき豫算に落付くと思ふ。」

と述べ、その内容は分らなかつたが、經費が増加することだけは明かとなつた。第二次補充計畫は明年度を以て終るから、第三次計畫が明年度から頭を出すことは必至である。その際海相のいふやうに、年平均五萬三千トン(トン當り三千圓として大體一億五千萬圓)位の建艦で行けるかどうか、これに第二次計畫の最終年割額一億五千餘萬圓を加へれば、明年度の建艦費は三億圓となり、海軍豫算は當然七億圓を突破することになる。しかし、これは最少限の見積りであり、更にこれに航空隊充實費、維持費、定員増加による經費増等を見込めば、陸軍同様、海軍費も大體八億圓見當になると見られる。

そこで國防費の將來はどうなるか。寺内陸相は陸軍費について、

「昭和十一年度豫算として目下高費を願つて居るところの軍備に關する新規要求は、陸軍としては、只今考へて居る軍備充實の基礎的事項の一部と稱すべき範圍のものである。我國の軍備は、この際、萬難を排して劃期的充實を斷行しなければならぬ時代を直面致して居る次第である。天體の見透しとして、これがため、陸軍豫算は當分の内、相當の増額を來すものであるといふことを御承知を願ひたいのであります。」

と述べた。これで、陸軍費が相當増額することだけは分つたが、その具體的金額、計畫内容等は、一切明かにされなかつた。現在陸軍豫算の中心をなすものには、資材整備費(昭和十一年度以降六ヶ年四億圓)、兵備改善費(昭和十一年度以降七ヶ年二億四千餘萬圓)、在滿兵備の充實維持費(昭和十一年度以降五ヶ年九億圓)等が、既定計畫として現存するが、更に來年度から計上を豫想されるものに、第三次資材整備費(昭和十二年以降六ヶ年廿億圓)の大計畫がある。その内容は、火力裝備の充實強化、機械化裝備の普及、化學戰の防護裝備、特に航空防空裝備の充實擴大等である。これが實現するとすれば、陸軍豫算は、現在の五億圓から八億圓位に膨脹する可能性がある。

とにかく、今後數ヶ年に亘つて、陸海兩省で五億圓位の新規増額が見込まれる。これに、われ等が兵農兩全の見地より主張する産業振興費に一億乃至二億の新規要求を加へれば、少くも新に六億乃至七億の増額に對する財政計畫が樹てられねばなるまい。こゝに非常時財政の難關が横つてゐる。

財政計畫の樹立に關しては、先に述べたる如く、首相も藏相もその大切なことを認め、近き將來に於て、これが實現を期することを言明して居る。しかし、果して如何なるところに重點を置かんとするのであるか、まだ政府に定見がないのである。これがためには、勿論、先づ以て歳出の見透し、例へば軍事費の如き、産業費の如き、その見透しがつけられねばならぬが、われ等がこゝに力説したいのは、須らく國民の經濟力そのものに立脚して、將來に於ける財政的實力如何を確認してかゝることが大切であるといふことである。而して財政計畫を立てるに當つては誰しも財政の健全ならんことを望むのであるが、われ等はたゞ當面の收支計算にのみ没頭して、目前の辻褄を合せることを以て能事終れりとする所謂健全財政には賛成が出来ない。少くとも思を幾年の後に馳せ、功を將來に收むる遠慮がな

なくてはならぬ。その爲めには、先づ以て経済力そのもの、基礎に立脚したる所謂財政的見透しが緊要であつて、これが基調となつて、毎年度の豫算が編成されねばならぬのである。財政當局は云ふを俟たぬが、軍部當局に於ても、よくこの理を辨へて、未曾有の財政難局に善處するところなければならぬ。

五、公債政策 我黨は国防・産業兩全政策の立場より前内閣の跛行豫算を難詰し、「公債漸減」又は「健全財政」の美名の下に農村や中小工商业者巨額の経費を奪ひ、これを犠牲として顧みなかつた岡田内閣のやり方を極力排撃した。蓋し赤字は減するに越したことなく、財政の健全性は何人も異存のないところであるが、非常時日本の現状は、かゝる観念の遊戯に耽つて居ることを許さない。それは帝國至高の國策遂行に向つて邁進するを急務とするからである。殊に我黨多年の主張たる産業振興——これを目標とした公債は、かの所謂健全財政論者の考ふるが如く、決して喰込的借金として非難すべきものでなく、寧ろ事業會社の固定資産としての性質をもつものと観るべきである。もはや今日の時代に於ては、單なる財政自體の均衡よりも、更に進んで國民經濟全局の發展振興のための均衡調節を中心

目標とせねばならぬ。眞の健全なる財政とは、歳出入の均衡といふ財政技術のみによつて判断されるものではない。これに基いたる財政計畫に依つて、國民經濟の全局が更生發展し、全國民の所得の増加が、自然増收の漸進となつて國庫に反映するに至る積極的財政を以て、眞に「健全なる財政」といはんとするものが、われ等の信條である。

この我黨の公債政策と同一の意見を馬場藏相が議會に於て述べたことは、國家のためわれ等の欣幸とするところである。言ふところは「今日の時局上國防費の相當の増加は免れないであらう、又國民生活その他に關しても、國の歳出は膨脹を免れぬであらう。こう私は察して居るのであります。随つて、高橋前藏相の執られましたやうに、公債漸減の主義といふものは、この際踏襲して參ることは困難であらうと察するのであります」といふのである。たゞこゝに注意を要することは、公債漸減の鐵則が緩和せられた結果として、この増發せらるる赤字公債が如何なる目的に向つて消費せらるるかである。もしも馬場財政の「追隨性」が、國防産業の跛行状態を矯正することではなくして、ますます跛行に拍車をかけることとなれば、その時こそ、國民は高橋前藏相を追慕し、むしろ公債漸減主義の昔を謳歌す

るに至るであらう。馬場藏相たるもの、夢にも産業振興・國民生活安定のために、思ひ切つた經費の支出を忘れてはならぬ。

すでに公債漸減主義が緩和されたとなれば、問題は今後當然増發される公債が、圓滿に消化されて行くかといふことである。これに對して、馬場藏相は「當分の間、この赤字公債を發行して行かなければならぬ實情にあるが、それで行詰るのでないかとの問に對して、私は行詰ることのないやうにして行くといふふうに申上げる外はない。日本の財政が行詰るといふやうなことを、今悲觀的に考へることは避けたいと思ふ——公債の消化が行詰るといふことを、私は今日考へて居りません——考へたくないものであります」と希望的意見を述べた。

凡そ公債の消化は國民の貯蓄を狙つて行はねばならぬが、國民の貯蓄はざつと十五億圓見當である。この中、産業資金に六億内外を要し、増税を行へば、またこれにも要る。馬場財政が大體十億の公債を出す豫定とすれば、現在の國民の貯蓄力を引當にしての公債の消化力は賄ひ切れぬではないか。さうすれば、當然起つて来るものは金融の統制ではないか。銀行の國營ではないかとの疑問が起つて

來る。これに對して、馬場藏相は「年々相當の資金を事業の方に取られることも事實である。しかし今日の場合は、御承知の如く外國に出る資金といふものは餘りない。——さういふ事情の下に於ては、十億圓程度の公債消化は、さほど強い金融統制を加へないでも、今日の場合に於ては、大體消化し得るであらうといふ風に調べて居ります」と述べ、更に、

「今日までの状況に於ては、公債の消化について別に特別の手段を執る必要はないと考へる。しかし乍ら將來に於て——赤字公債はある場合に増加することがあり得ると思ふ。さやうな場合のことを考へると、これをたゞ放任して日本銀行の所謂市場操作のみに委して置くかどうかと云へば、その場合には相當の行政上の作用も必要あれば立法的にも、公債消化を助けるだけの途を講じて行かなければならぬ。所謂悪性インフレを防ぐといふことは、どうしても考へて行かなければならぬ」

と、公債消化問題のための金融統制を言明したのである。一體金融統制は、生産のため、産業のために行はねばならぬ。それが、公債のための金融統制を説かねばならぬところの馬場財政に、多分の不安定性が横つてゐるのである。

然らば公債の實額について見れば何うか。十一年度豫算の歳入公債は、一般會計七億三百八十三萬餘圓、特別會計七千四百八十萬圓、合計七億七千八百六十三萬餘圓である。これを前年度に比すれば七千二百九十八萬餘圓の減であつて、その内譯並昭和七年度以降公債金の比較を示せば左の如くである。

昭和七年度以降公債金比較表

區分	昭和七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
	度決算	度決算	度決算	度決算	度決算
一般會計	千円	千円	千円	千円	千円
道路公債	三、三二五	一、六四四	七、〇三三	五、五七四	九、九九六
滿洲事件公債	二、八五八	一、七二九	一、六七〇	七、七五四	一、七四五
震災善後公債	七、三七一	一、八六二	三、三三三	七、四五四	七、〇〇六
電話事業公債	一四、七〇〇	一三、〇八〇	一	一	一
電信事業公債	九、四〇〇	六、九〇〇	一	一	一
歳入補填公債	三、五三三	三、五三七	三、五二九	五、七〇七	五、三三四
計	六五、五三三	三五、七〇三	七三、五三三	七三、五三三	七三、五三七
特別會計					
朝鮮總督府	一五、〇〇〇	二五、六〇八	三二、九二六	三三、〇〇〇	三二、九九〇
臺灣總督府	一五、八〇〇	一五、八〇〇	一	一	一
通信事業	一	一	九、八〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇
關東廳	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一	一	一

右に依れば、昭和十一年度の公債金の減は主として歳入補填公債即ち赤字公債の減に因るものである。而して、昭和十一年度の歳入補填公債が前年度に比し九千六百餘萬圓を増加せるに拘らず、右の如く歳入補填公債が減少したのは、經常歳入及臨時普通歳入の増によるものであつて、主として財界好轉に伴ふ自然増収の結果である。昭和十二年度に於ては、引續き財界好轉に伴ふ自然増収が豫想せられ、又増稅專賣其他官業收入並に各種特別會計と一般會計との調整に依つて國庫收入の増加が企圖されるに相違ないが、國防費、産業費其他増増を豫想せられる歳入を賄ふためには赤字公債の劃期的増加が必至の勢である。こゝに馬場財政の非常時性が横はつてゐる。因に昭和十一年三月末に於ける國債總高は九十八億五千四百三十萬餘圓である。

六、稅制整理の輪廓 前にも述べたやうに、我國に於ける軍事費は、將來相當額の膨脹を爲すことは必至であると同

時にしかも一面には産業の發達を企圖する必要があつて、これにも亦相當な經費を要するのである。然らば我國に於ける豫算額は、今後少からざる膨脹を爲すものと覺悟をせねばならぬ。差し當り四億か五億か、ともかく歳出は明年度から膨脹することは確かである。これをどうして賄ふか。これが實に財政上の大問題である。根本目標としては、産業貿易の發展に力を注ぎ、これに伴ふ自然増収に待つべきであるが、しかし、これはすぐの間には合はない。そこで一方に赤字公債の増發、他方に稅制整理による増収が考へられることゝなつた。この、やゝもすれば、悪性インフレーションの脅威を導かんとする赤字公債の増發と、産業の萎縮壓迫を來たす怖れある増稅とを如何に調和按配するか、非常時財政の中心問題である。

果然、馬場蔵相は、就任早々高橋財政の修正を聲明し、將來國費の増加を覺悟しなければならぬ現下の情勢に於て、公債漸減又は健全財政主義を固守し得ざる趣旨を述べ、又増稅問題についても、高橋蔵相と所見を異にする。ことが明かにされたのである。それが爲め、財界に動搖不安を生じ、やゝもすれば馬場財政が國防費増加の重壓下に追隨財政に墮するの危險を懸念するに至つたのである。果してそ

の懸念は杞憂であるかどうか。われらも亦、現下の國情に照し、この場合増稅の已むを得ざることを認める。しかしながら一面に於て、國家有事の場合をも考慮せねばならぬ。あらん限りの民力を一時に吸収するやうな増稅は、大に慎しませねばならぬ。殊にそれが爲めに、却つて産業の發達を阻害するが如きことあつては、所謂勘定合つて錢足らずで結局所期の目的を達せぬばかりでなく、場合に依つては、民力衰退の原因とならぬとも限らぬ。この點は政府の特に注意せねばならぬところである。又増稅問題を取り扱ふに當つては、國民經濟調整の問題を考慮せねばならぬ。即ち都市、農村に於ける負擔の均衡と各階級間の犠牲の公平とを期し、特に窮乏地方に於ける負擔の軽減を眼目として稅制の一般的改革を爲すの必要がある。しかも今日國民の最も苦しみつゝあるものは、國稅よりは寧ろ地方稅である。地方稅にはこれといふ確たる財源がない。従つて歸するところは戶數割、家屋稅、雑種稅に重課され、地租附加稅の如きは實に國稅に對する二倍の重課となつてゐる。しかしして地方行政事務は、大部分國政事務であつて、地方自治體の事務は、その半にも及ばぬ事實である。殊に農山村の如きに至つては、その全部が

殆んど國政事務であるといふて差支ない。地方財政窮乏の原因は實にこゝにありといはねばならぬ。この事實より考ふれば先づ以て、これが匡救を策することが急務である。政府は、今回の追加豫算に於て、臨時町村財政補助金二千萬圓を計上したが、一方に於て、市町村立尋常小學校臨時國庫補助を昨年度三百萬圓、本年度又九百萬圓を削つたのであるから、差引僅に八百萬圓を新に地方に補給することに過ぎない。これでは到底地方財政窮乏打開の目的を達することは困難である。これは少くとも、地方費の一刻に相當する六千萬圓程度の財政的援助を興ふる必要があるのである。

馬場藏相が議會に於て税制整理案について言明したところを綜合して見ると、大體次の如きものである。

- 一、増税を含む中央地方を通じての税制整理を十二年度から具體化した。
- 二、税制整理は普通歳入の強化を圖るといふ意味に於て増収を一つの主要目標とする。
- 三、同時に國民負擔の均衡をはかる意味に於て、税制整理は國民の負擔力に應じて廣範圍に行ふ。
- 四、従つて大衆の生活に脅威を興ふるが如き増税、即ち大衆課税は避けたい。

- 五、都市と農村との負擔の不均衡を調整する。
- 六、動産は從來不動産に比して負擔が輕いから動産課税を重くして、その均衡をはかる。
- 七、法人への課税は個人に比して輕いから、この不均衡を是正する。
- 八、税制整理並に増税は、所得税を中心としてやる。
- 九、賣藥印紙税、通行税、醬油税など、嘗つて廢止された税の復活は戦争等非常の際に別として目下のところやる考へはない。
- 十、化粧品税新設は考究してゐる。
- 十一、財産税、賣上税、有價證券移轉税等は慎重に考慮すべきである。
- 十二、地方財政と中央財政との調整については、獨立の稅源を地方に移譲するよりも、中央で徵收して地方財政交付金として地方に交付するがよい。
- 十三、従つて附加税、雜種税の整理、家屋税の國稅化等も十分考究すべきである。

できるかどうか、殊に今回の税制整理を企圖せしめるに至つた唯一の動機が増税にある以上、右の調和は、ます／＼危いものといはねばならぬ。又藏相は大衆の生活に脅威を興ふるが如き増税は避けたいといふが、増税される額が少なければ、所謂大衆課税は避けられるかも知れない。けれども増税の額が多ければ、理窟はどのやうにもつくものであるから、意識的に、無意識的に、國費分擔の名の下に、責任を大衆に割當てる結果となるのではないか。こゝに増税問題當面の難關がある。われ等は馬場藏相が、議會に於けるこの理論としての言明を具體化した行動に、果して一致せしめ得るや否やを、國民と共に監視せんとするものである。

こゝに一言附加して置くことは、租税以外の増収手段として、馬場藏相は、(一)專賣事業について十分考究する。(二)煙草の値上については明言を避けてゐる。(三)一般會計と各特別會計との調整をはかる、即ち郵便料金の引上、其他特別會計の國防費分擔等については考究するといふて居ることである。

七、低金利政策・金融統制 低金利政策の徹底は、我黨が最近數年來、所謂國防産業兩全の財政的見地から又公債政

策、通貨並に金融政策等の見地から、常に力強く主張し來つたところであるが、馬場藏相は、就任早々低金利政策をとる、着々これを敢行しつゝあることは、我が意を得たるどころである。思ふに、政府が國防の充實その他幾多國策の遂行を期するため、相當多額の赤字公債の發行は、今後も繼續を必要とする以上、これが圓滑なる消化を圖らねばならぬ。そこで馬場藏相はこの低金利政策によつて、我國事業界の健全なる繁榮と國民全般の金融上の負擔輕減を期すると共に、併せて公債政策の圓滿な遂行を確保せんとするのである。政府のこの方針に順應して、別記の如く日本銀行の公定割引歩合の引下及び普通銀行その他各種金融機關の預金並に貸付利率の引下を見、又政府預金部に於ても既往並に新規の貸付利率について、相當大幅の引下を爲した。政府は日本銀行公定割引歩合の引下と共に、來るべき金利水準の目標を明示し、金融市場の安定を圖るため、本年五月一日と六月一日の二回に亘る合計七億七千九百餘萬圓に上る五分利國庫債券の低利借換を行ふこととし、これが爲め發行する公債は何れも三分半利付としたのである。この借換のため利子減少額(年額推算)約一千八百八十萬圓である。大藏省預金部預金貸付金利率引下(十一年四月一日)

預金

一、特別會計預金 一分五厘を一分に
 二、公共團體以外（主として貯蓄銀） 一分を七厘五毛に
 の法人預金（行動業銀行預金）
 貸付金

一、既融通分 三分九厘乃至五分三厘を三分六厘乃至四分六厘に
 二、今後融通すべき分 三分五厘乃至四分九厘を三分二厘乃至四分三厘に

日銀利子引下 十一年四月 七日改定

商業手形貸付公定日歩 一錢を九厘に

日本勸業銀行政府認可不動産貸付利率（十一年上期より改定）

- 一、公共團體 年 六分を五分五厘に
- 二、耕地整理組合其他 年 七分を六分五厘に
- 三、田畑鹽田漁業團體 年 六分三厘を六分に
- 四、宅地建物 年 七分を六分六厘に
- 五、工場鐵道軌道財團 年 六分八厘を六分五厘に

普通銀行預金利子（十一年四月 十日改定）

甲種 定期預金 年 三分七厘を三分三厘に
 乙種 同 年 四分を三分五厘に

馬場蔵相が經濟政策の第一刀を先づ低金利政策の上に閃かしたことは、洵に機宜を得たる處置であるが、こゝに注

意を怠つてはならぬことは、(一)今回の低金利政策は産業を刺激して、その經濟活動は軍需工業並に一部貿易關係に限らないで相當普遍化するであらうが、これがため資金が産業部門に吸収せられて、政府の所期する公債の消化に影響するの結果を招來することなきや、(二)公債を日銀の手持ちにさせて、悪性インフレーションを起す危険なきや、(三)金融市場に對し強制統制例へば保險會社、信託會社、貯蓄銀行等に對して、強制力を加へ、公債の引受けをさせるとか、或は更に進んで株式會社に對して、その配當に制限を加へ、剰餘利得に對して公債を持たせるとか、極端なる經濟統制を加ふるの止むなきに立至らざるやとの疑である。これに對して馬場蔵相は「公債の消化を十分にし得るだけの、あらゆる手段を執りたいと思ふ。もとより其の手段は行政上の手段もありませう、又立法的手段もありませうし、たゞ自然の消化に委せて置いては十分なる消化を得ずして、通貨の悪性膨脹となるやうな場合には、色々の手段を逐次執る必要があるだらうと思ふ。しかし成るべく強制的の手段に出ることは最後でありまして、出来るだけ自然の方法、次に行政的手段、次に溫和なる立法手段と、漸進的に參るべきものであつて、急激なる手段はな

るべく避けたいと思ふ」と答へたのである。この點は前にも述べた如く馬場財政の必然的不安定性の存するところである。

尙ほ政府は三分五厘公債の發行に依つて、三分七厘基準の金利政策を探ることを示したが、當分はこれによるとのことである。勿論將來に於て金利の趨勢如何に依つては、これで釘付にするつもりではない。従つてこの程度であれば郵便貯金の利下は、今日考へて居らぬことが明かにされた。

國民生活の安定に關聯して本會議會に於ける大藏當局の金融統制、金融機構整備に關する意見は次の如くである。

- 一、資本逃避を徹底的に抑制するため、爲替管理を更に強化する。
- 二、特殊金融機關については、全般的にこれが再檢討を行ひ、朝鮮・臺灣兩行を國策遂行の見地から強化擴充するのみならず北拓、勸業、興銀等の業務改善を行ふ。
- 三、府縣に於ける銀行は、地方の實情に即し、東京、大阪、愛知諸府縣を除いて一行又は二行を理想として統制する。
- 四、低金利を各方面に徹底する爲め、各種の方策を探る。(イ)農村金融に對しては、營利を廢し、社會政策的金融を行ひ、各種資金を低利潤澤とする。勸業來期新規貸付は五分率

となる。(ロ)中小商工業者に對しては、商工組合中央金庫を通じて信用賦與を行ふ。(ハ)庶民金融、小口金融については、慎重に考慮し、特殊機關の設置を考慮する。(ニ)高利貸その他の高利貸付に關しては、利息制限法の改正又は施行の監督等により、その目的の達成を期する。

五、金融機關に關しては對一主義を排するも、機關全部に對する一貫した立場による統制監督を期する。即ち産業組合(信用組合)市街地信用組合、質屋、領母子講等の庶民金融機關は勿論、簡易保險、保險會社に關しても監督の統一を期し、商工大臣と協議中である。

六、必要なるものについては、投資貸出の統制を行ふ。(イ)起債市場の統制、社債、地方債の條件統制。(ロ)資金需要者に對する貸出の積極的誘導。而して右の場合には國家の損失補償制度の併用を期する。

等であつて、劃期的な低金利をして、單に産業發展、公債消化に資するのみならず、一般社會の全部に低金利の恩恵を浴せしめ、右の目的のため各般の統制を行はんとするもので、從來金融機關に向けられたる各種の非難を是正し、監督指導を大藏省の統一せる方策の下に置かんとするにある。

八、産業貿易の振興 國防の充實と産業貿易の振興——この二つは不可分でなければならぬ、兩全でなければならぬ。

ぬ。相關の關係に立たなければならぬといふのが、我黨の一貫した年來の主張である。國防の充實が現下の國際情勢より見て必至的で、從つて國費の増加亦不可避的とすれば、産業貿易の振興も必然的の國策であらねばならぬ。従後の國防は産業貿易の發展によつて國民生活の安定を圖るより外に途なく、増大する國費の負擔は、結局産業貿易の發達による自然増收の増進に待つ外はない。國を富ましめるが兵を強うし、兵を強うしながら國を富ますのが、われ等の目的である。それ故に、陸海軍の取つた十億數千萬圓の毎年の豫算はこれを國內産業經濟の發達を促進せしむるやうに使はねばならぬのであつて、軍需品を外國から買ふやうでは何にもならぬ。我國の如く國土狹く、資源に乏しい國では、何としても國內に存するこの儘かばかりの資源と外國から輸入する原料品に加工して値段の高いものとす、即ち工業を中心とした政策が、國富増進の上に最も肝要である。最近數年來、我國の産業は飛躍的な發展をなし、たとへば、米、小麦の一流どりに比すれば、不足の狀態であつて、殊に精密なる機械を製造する技術に至つては、未だ及ばざるところが少なくない。従つて、化學工業、機械工業などの重工業に對しては、大にこれを保護奨

勵せねばならぬ。これがまた餘剩勞力ある日本の農村を救済する上に於て最も有効なものである。(農村工業問題)而して一朝有事の日には、この工業の發展が、實に最後の勝利を約束するものであることは、かの歐洲大戰に於ける英國の實例がよく物語つて居るのである。われ等の兵農兩全國防産業併進の主張も、こゝに存するのである。

しかしながら、工業は單に國內の需要を充たすだけではない、この工業製品を廣く海外に出して貿易を盛んにし、國富をますます増進することが肝要である。最近數年來、日本の製造工業輸出品は非常な勢を以つて世界の各地を席捲したが、これは専ら爲替安の結果と云はざるを得ない。これが爲めるところで、— 印度・蘭領印度・加奈陀・漆洲等— 日本は輸出を妨害する方法が講ぜられて居る。殊に英國及びその直轄殖民地及保護領に於て甚だしいことは遺憾千萬である。しかし、何と云つても、我國と縁故の近い最も利害關係の深い、將來の見込があるものは、實に極東の天地、即ち支那及びシヤム、蘭領印度その他東洋諸國である。地理的關係から云ふも、また人種的關係から云ふも東洋の市場だけは、われは飽までこれを擁護し確保しなければならぬ。經濟外交の必要も亦、こゝに存するので

ある。殊に支那四億の民衆は、我が輸出貿易の最大の顧客たるべきことを寸時も忘れてはならぬ。それ故に支那の懸念を出来るだけないやうに、赤化運動を出来るだけ防止して、日本は支那の經濟發展を援けるやうにし、兩國の利害一致して、日本の輸出貿易がますます増進するやう、今後の政策を樹てる要がある。次に今期議會に馬場藏相が貿易政策について言明したるところは、

- (一) 貿易の目覚しき發展を益々助長促進し、官民協力一政益々海外市場を維持開拓する。
- (二) 關稅制度について、全面的に検討すると共に、協定稅率制度の如きものを考慮する。
- (三) 稅制整理に當つて、對外貿易政策を十分考慮に入れ

品名	昭和八年	昭和九年	昭和十年
輸出	一三,一九三九	一四,一九四五	一五,〇九三
輸入	一四,八七二	一六,〇三三	一七,二二二
差	一,六三三	二,〇三三	二,一三〇
重要輸出入品各年比較表			
區分	昭和七年	昭和八年	昭和九年
出	一〇,〇九三	一〇,八二二	一一,一七三
入	一一,三二二	一二,〇三三	一二,七四四

綿織物	三六三、二五五	四九一、三一七	四六六、〇九七
毛織物	二二、三七六	二九、八四八	三三、〇〇〇
絹織物	六三、五四四	七七、四七七	七七、四四四
人絹織物	七七、六六一	一一三、四四四	一一八、三六〇
シヤツ類	二、八四〇	四〇、二二二	四三、八七〇
紙及紙製品	二六、五九七	三二、三三九	三六、六三二
陶磁器硝子類	五、〇九〇	六二、三三一	六六、〇七一
鐵及金屬	五〇、四三三	七四、〇四四	九三、六二六
金銀製品	四、六四四	五九、〇四四	六七、八二六
時計、船車、機械類	六、六三三	二四、九八二	二四、二〇五
木材、眞田、電球	一四、一七二	一六、九七三	一七、八九七
玩具類、雜品	一、六八二	二、二七、九四四	二、四九九、〇七三
其の他共計	一、六八二	二、二七、九四四	二、四九九、〇七三

鐵	三、一七二	二七、八四五	四、四五二
銅	一、六六〇	一一、五三三	一〇、七一五
鉛	七、八三三	一〇、九四一	一三、二九四
錫	六、五三三	八、七〇六	一〇、五六一
金	一〇、五三三	一三、三九〇	一五、九六四
銀	四、三三三	四、四三三	四、六三三
雜品(肥料を除く)	九、三三三	九、七三三	九、九三三
其他共計	一、九七二	二、二八二	二、四七二

九、經濟政策の概要 庶政一新を標榜した廣田内閣の指導原理は何のであるか。自由が統制か、資本主義の是正か、統制經濟か。豫算案に法律案に、何等具體的政策を示さなかつた此の政府に、せめて庶政一新の動向を卜するに足る政治の指導理念を、われ等が知らんとするは正に當然のことである。廣田首相は當初施政の演説に於ては、諸般の革新も亦、憲法の條規に則つてこれを遂行し、以て立憲の洪猷を翼賛するに勉めたいと思ふのであります」といひ、更に「凡そ我國に於ては、肇國の理想を顯揚し、一君萬民、舉國一體の美を濟すことが、直にこれ内外政治の基本であります。これ故に、諸般の方策をすべてこの鞏固なる國體觀念に朝宗せしむべきは言を俟たざるところであります。

政府は、今後政綱の具現に當り、一にこの根柢に基いて邁進するものであります」と、煙幕の説明をなし、その行はんとする經濟政策の何たるかを把握するを得なかつたのである。しかし、委員等等に於て委員の追究に遭つて、大體政治的イデオロギーに於て、われ等の主張と大差なきことが看取せられた。その要旨は、『現下我國の經濟機構の下に於て、國家が或る程度の統制をこれに加ふる必要は、大熱から見ても痛感せられるところである。しかし、それは個人の活動が飽くまで自由であるといふ原則の下に立脚したものであつて、この根本方針を離れた統制經濟はあり得ないし、政府も、そこまで發展した統制について、實行しやうとする意思は有つて居ない。統制の起る所以のものは、當該産業の性質が、(一)國防上國家が必要とする場合、(二)消費者保護、(三)相互の競争によつて産業の發展に阻害を來たすが如きとき、及び國際間の對立によつてこれを調整せねばならぬ場合等であつて、これとて國民生活の安定を根本基調となしてゐる。外國貿易は、自由通商の見地に立つて臨むことが最も良いことであつて、現在、政府がつてゐる根本の方針も、自由通商政策に外ならぬ。しかし、歐洲大戰の後を受け、世界的不況の餘波は、列國が自

國産業保護に力を注いで来るやうになつたのである。これはとりも直さず輸出入バランスの喰ひ違ひを是正せんことを、通商自由の原則をとり戻す手段として行つてゐるのである」といふのである。馬場藏相も「日本文化の行詰りは、物質主義個人主義—資本主義の弊害が積つてゐる點にある。これを適當に打開して新文明を生み出すといふ點には同感である。産業統制主義については、たゞ資本主義の弊害を除く以上に、或る場合には、産業の積極的助長のためにも統制をとつて行くといふとこれまで考へてゐる。』又『國防産業(金屬工業、石炭、石油工業等)に屬するものは、積極的に統制がよほど必要でないかと思ふ』と述べ、小川商相も『現在の經濟機構の改革の必要はあるが、破壊は考へぬ。無用の競争で國民生活の安定を脅かすものがあるを考へ、政府は相當統制の必要を考へてゐる。今迄も統制がなかつたのではないが、今日は統制を更に強化する必要があると考へる』と答辯した。

これ等に依つて考へると、現内閣成立當初しきりに革新的聲明が爲され、經濟機構を全面的に改革し、所謂統制經濟主義を採用するのではないかといふ懸念も緩和せられ、この問題に與へられた解答は、要するに消極的なものであつ

た。即ち一步統制經濟的方面に踏み出すことはあつても、その根本は依然として自由主義經濟に依存する。しかし、決定的な點は今後自由主義的色彩を排撃して全體主義を主張する軍が、廣田内閣政策樹立の過程に於て、この問題を積極的に取る可能性あることで、この意味に於て問題はなほ將來に残されてゐるといはねばなるまい。

右のやうに廣田内閣の政治的イデオロギーは、やゝ明白になつたが、果してこのイデオロギーに基いた庶政一新の具體案が出来るかどうか、就中經濟革新の案が出来るかどうか。われ等は庶政一新の先決問題は、現行行政機構の改革が先決問題であることを強く主張する。現在の社會機構經濟機構の具現と見るべき行政機構——それは餘りに個人主義的分業の基礎の上に編成せられた行政組織——をそのまゝにして、新經濟政策を樹立せんとしても、それは空論であり、遊戯であり、假令それが法令化しても、その所期するところを達成し難いのである。産組運動と反産組運動と何故に調和し難いか、農林省と商工省の對立を考へて見ねばならぬ。重要肥料業の統制、重要産業統制法の目的的變向(生産者本位より消費者本位)等、何れも法令の文句は尤もであるが、それは現在の行政機構で、その目的の

實現が可能と考ふるか。制度の底に横はつてゐる精神と力とを見逃してはならぬのである。

今期議會に提案せられた諸政策は、前にも述べたやうに全く前内閣の踏襲政策である。農村對策として米穀自治管理法、産鹼處理法、重要肥料業統制法などは今後多少農村の便宜に供せらるゝかも知れぬが、依然として本質的な改革は行はれて居ないのである。農村工業化、農村金融對策、負債整理の徹底、土地政策、治水林野等の根本對策など、幾多の革新政策の片々が約束されたに過ぎない。又大藏省に關稅率法改正、商工省に重要産業統制に關する法律の改正、商工組合中央金庫法、自動車製造業法など、逓信省の航海統制法、内務省に退職積立金及退職手当法、不穩文書臨時取締法など、東北振興のために東北興業株式會社法、東北振興電力株式會社法などの如き重要法案が議會を通過したが、何れも前内閣の遺物で、多少とも産業の發達に、國民生活の安定助長に役立つ收穫を納めたのは事實である。されど現内閣の庶政一新を標榜する經濟政策はすべて次の通常議會に持越された。廣田内閣は、果して案を具して新裝成れる議事堂に堂々と吾々と相見ゆるを得るや否や。

一〇、昭和九年度決算・豫備金

昭和九年度の決算は、歳入に於て、經常部は十三億四千餘萬圓、臨時部九億餘萬圓、合計二十二億四千餘萬圓、歳出に於て、經常部十二億二千餘萬圓、臨時部九億三千餘萬圓、合計二十一億六千餘萬圓であつて、八千三百餘萬圓の剰餘となる。會計検査院の審査報告を基準として審議検討したが、昭和九年度總決算中歳入に於て不當なるもの二十四件、歳出に於て不當なるもの三十件、官有物に於て不當なるもの三件、合計五十七件既往年度(昭和六、七、八年度)未確定決算中歳入に於て不當なるもの二十三件、歳出に於て不當なるもの九件、合計三十二件、總計八十九件の多數に上つたことは誠に遺憾とするところである。こゝに一言したきことは、議會は年々政府の歳入歳出の不當を決議して居るにも拘らず——即ち昭和七年五十一件、昭和八年六十件、今回の昭和九年八十九件に上る——何等改善の見られべきものなく、全くこれを無視せる傾がある。政府は豫算案の通過には懸命の努力を拂ふが、一度これが通過を見れば、その實施にあたり、不法不當の措置を敢てし、國家國民に多大の損害を與へて居る。これ畢竟するに當該官吏の責任を明にして、かくの如き不正が將來その跡を絶つるの措置が講ぜられない結果と云

はねばならぬ。吏道振肅を叫ぶ現内閣は、この從來の惡弊を一掃するに躊躇してはならぬ。われ等は次の附帯決議を附して、これを承認することとした。

一、昭和九年度決算を審査するに、豫算又は法律勅令に違反し、不法不當の歳入歳出を爲せるもの數十件、四千四百餘萬圓の多額に達せるは、部下監督其の當を得ざるに因る。政府は宜しく國政一新の第一著手として先づ吏道振肅の方法を講ずべし。

一、政府は年々議會の警告を無視し、豫算の流用、年度末の濫費並に官吏の賞與、手当、慰勞金其他給與金の不當支出等の積弊愈々甚だしき傾向あり。政府は繰替流用及濫費の惡弊は必ず之を打破すべし。

一、大藏省其他各省の官吏にして、民間と結託し、不正不當の措置を爲し、爲に國庫に損失を及ぼせるのみならず、犯罪を構成せるものあり、又特別會計は一般會計に比し、不當の措置甚だ多し。政府は嚴重に官吏の責任を糾明し賞罰を明にすべし。

昭和九年度第一豫備金、滿洲事件第一豫備金、昭和十年第二豫備金の支出に對する事後承諾を求むる件は、慎重審議の上異議なく可決された。

第三章 農村及び産業問題

第一、農村問題

今期議會に於て農村關係法律案の成立を見たもの及び豫算に盛り込まれたる新規施設は、之を數の上から見るならば、必ずしも妙しとしないが、此等は悉く前内閣の踏襲であつて、現内閣の創意に基くものは一つもなく、いはゞ從來の懸案を一通り掃除したといふに過ぎず、而かもそれ等の内容を検討すれば、概ね微温不徹底であり、當面の彌縫策である。故に極めて痛烈なる論議の繰り返されたるは言ふまでもない。殊に、組閣日尙ほ淺しとの遁辭を以て、独自の政策の空虚を掩はんとするの感があつたのは心許ない次第であつた。茲に於て我黨議員より政府に對し深き注意を喚起し、或は所信を披瀝して政府の考慮を求め以て政府の將來に於ける方策樹立に資せしめんとしたのであるが、茲に主要なる論議を摘録することとする。

一、農村對策樹立の目標——國家構成の上より考へてその健全性を確保するためには、相當の農家戸數を維持するの要がある。現在の農家戸數は總戸數に對して昭和十年四つあるは甚だしき矛盾である。

四、農村經濟の更生策——農村更生の第一義は、その産業を振興し收入の増加を計ることにある。而して農家産業の現状を見るに、其二大産業たる米作と養蠶とは現下の需給状態に於て、近き將來にその増産に向つて發展せしむるには覺束なく思ふ。其他の農産物に就て見るも同様である。この行詰りが今日の農村窮乏の根本原因である。此打開策は或は農村工業の振興を計畫し、或は貿易農産物の生産増進に依つて輸出を増進し輸入を防止して國內自給の計畫を樹て、三億萬圓程度の新たな生産の發展を企て、或は、無水アルコールの生産を計り、以てガソリン混用強行を行ふ等に依り原料農産物の生産擴張を計る事が必要である。

五、土地政策の確立——土地政策の根幹は自作農の創設維持にある。田中内閣提唱の政策を擴大して實施すると共に、隣保の協力相助に依る自作農維持創設に關する當業者の協同組合を助成するの要がある。更にわが農業の發展に關する適確なる計畫を樹て、計畫的に土地擴張方策を樹立せねばならぬ。殊に小作立法に關してはわが農村の特異

割四分七厘となつて居り、之を明治四十三年の六割三分に比するときは割合の低下が如何に甚だしきかを知らざるが出來る。即ち少なくとも現在の農家戸數はこれを維持し、更に不況以前に於ける農家戸數増加率程度の増加を保持せねばならぬ。この農家戸數維持を基調として農家經濟の安定を得せしむることが、農村政策樹立の目標で無ければならぬ。

二、農村生活に對する指導精神——農村生活の充實、農村經濟の強化を意圖するに當りては、先づ以て農村に於ける思想の動搖、生活様相の混亂をこの儘に放任して置かるべきものではなく、此際農村文明の再檢討を爲し、その再建設が考へられねばならぬと思ふ。而して農村文明再建設の指導精神は隣保相助の成俗を基調とする共同生活觀念の確立にある。

三、災害事前對策の徹底——從來は災害の跡始末に災害對策の重點を置いた。これは國家財政の上からも國民經濟の上からも最も不經濟な、而して最も賢明ならざる態度である。此際第三次治水計畫、第二期森林治水事業等更に内容を充實し計畫年度を繰上げ實施の計を樹て、災害防止林、用排水及び暗渠排水、氣象觀測、試驗研究施設等の事前對策を速かに實施する必要がある。殊に治水事業に於て上流砂

性に鑑み深き注意を必要とする。

六、農村青年教育の徹底——今日良い村と謳はれて居るものは概ね青年教育の良く行はれて居る村である。青年教育の重要な言ふまでもない。高等教育に偏重し大衆教育の偏輕の傾向ある現狀は決して國家の健全なる發達を期する所以ではない。我黨は多年實業補習教育の充實徹底を強調して來たのであるが、政府は宜しく此に鑑み青年學校の専任教諭及び専任指導員の俸給に對し半額程度の補助を交付し、各青年學校に一名以上の専任教諭を配置する程度のことを斷行すべきである。

以上を我黨代表者よりの主要なる論議に對して、政府は悉く賛意を表したのであるが、之が具體的實現に對しては今後の實踐に徴せねばならぬ。

一、米穀、産物及肥料問題——今期議會に於る農村問題は所謂農村關係三大重要法案と稱せられたる米、藪及び肥料に關する法律案に集中したかの感があつた。此等三法案は何れも價格統制の上に新たな規律を設け或は加へんとする點に於て、農村に對し相當重要性を有するものであるが、一部の人が期待するが如く、三法案の成立に依つて、直接農家の收入を甚しく増大し、または支出を著しく輕減す

るといふものではなく、又同時に商工業者に怖れられたるが如く、しかく重大なる打撃を與ふるものでもない。寧ろ三法案の成立は、此等三法案にこだわつて手も足も出なかつた農林當局及び農村関係の人々をして、漸く重荷を卸させた心持ちで、気分を新たに、今後専ら他の農村問題に力をを用ふる事の出来るやうにならしめたといふ意味に於て、農村の爲めに喜ばしく思ふといふべきである。

(1) 米穀関係三法律

一、米穀自治管理法
 本法の目的 米穀の供給過剰なる時に於て、内地、臺灣、朝鮮を通じて米穀生産者又は米穀取扱者をして米穀の貯蔵を行はしめ、且つ一定程度の値上りまでこれを貯蔵せしめ以て米價の低落を防止せんとするものである。

運用の方法
 (イ) 本法の發動と過剰米の決定、毎年十一月中に、内地及び臺灣、朝鮮を通じて需給推算を行ひ、その結果過剰數量を生じたる場合、その數量の範圍に於て、貯蔵數量を内地と臺灣、朝鮮とに割當てるのである。
 (ロ) 割當てる割合 管外移出數量の増加趨勢を標準とし、管外移出數量及び作柄を參照し、米穀自治管理委員

會(米穀の生産者及び消費者の代表並に學識経験ある者より政府の任命したる委員を以て組織す)に諮問して決定するのである。而して當分の間は、内地三割五分、臺灣二割二分、朝鮮四割三分の割合に依る事となつて居る。過去に於けるが如くに、臺灣、朝鮮よりの移出數量が激増するなから、遂に貯蔵數量の大部分は朝鮮と臺灣とに割當てられ、内地は本法の適用を必要とせざるに至るであらう。

(ハ) 統制を行ふ生産者の團體、市町村を區域とする(朝鮮にては府郡島、臺灣にては廳又は郡市)米穀統制組合を組織し、組合は聯合して地方米穀統制組合聯合會を組織する。米穀を取扱ふ販賣組合又は道府縣販賣組合聯合會は、米穀統制組合又は地方米穀統制組合聯合會の事業を代行し、米穀統制組合又はその代行を爲す販賣組合なきときは、農會がその事業を代行する事が出来る。此等の代行に關しては行政官廳の許可を必要とするのである。

前項に於て述べたる、内地、臺灣及び朝鮮に割當てられたる數量は、更に政府に於てこれを内地、臺灣及び朝鮮の各地方米穀統制組合聯合會に割當てるのである。各地方米穀統制組合聯合會はその割當てられたる數量を各所屬統制組合に割當て、各統制組合はその割當て數量を更に組合員

に割當てるのであるが、統制組合は組合員に割當てたる數量を組合員に寄託せしめ、組合員がこれを貯蔵するのであつて、この貯蔵米穀は米價が最低公定價格より一割程度の値上りをなし、政府の許可を受け又は命令のあるまでは貯蔵せねばならぬ。而して自家用米のみを生産し販賣米を有せざる生産者は米穀統制組合に加入を要しないのである。

(ニ) 政府の助成と補償 政府は貯蔵米穀に對し低利資金を融通して換金難より来る苦痛を緩和すると共に、貯蔵期間中の金利及倉敷料に相當する助成金を交付し、貯蔵米穀が一ヶ年を過ぐるも尙ほ貯蔵の解除を見るに至らぬ時は、政府はその買入れを爲し又は古米格に對する補償を爲すのである。若し夫れ統制組合に於て貯蔵を困難とする事情の存する時は政府は希望に依り貯蔵米を最低公定價格を以て買入れることとなつて居る。

(ホ) 第二次統制 以上述べた統制操作はこれを第一次統制といふ。第一次統制を行ふも、爾後の状況に依り尙ほ供給の過剰を呈するが如き場合に於ては、米穀自治管理委員會に諮問し、前述の生産者の統制團體をして更に第二次貯蔵を爲さしむるの外、主要米穀集散地(小樽、酒田、新潟、東京、横濱、名古屋、大阪、京都、神戸、廣島、下關、門

司、熊本)等に於ける一定數量以上の米穀を取扱ふ問屋卸商を以て組織する米穀商統制組合をして米穀の貯蔵を爲さしめるのである。米穀取扱業者を以て組織する商業組合又は重要物産同業組合は行政官廳の許可を受け米穀商統制組合の事業を代行することが出来る。聯合會に關する事項、統制の方法及び助成に關する事等は前述の第一次統制に於ける生産者の團體に於ける場合と同様である。

本法實施に依る効果
 (イ) 暴落の防止——出来秋に米穀は市場へ殺到する、豐作の場合には殊に甚だしく、これが爲米價を暴落せしむるの例少しとせぬ。然るに本法に於ては出廻り期に於て過剰米を貯蔵せしめ出廻りを調節するのだから、米價の暴落はこれを防止することが出来る。
 (ロ) 暴騰の防止 貯蔵米は、米價が一定程度に値上りすれば、貯蔵を解除して自由に賣買を爲さしむるのである。統制法に依る政府買上げ米にありては、最高公定價格にあらざれば、これを賣却し得ないのであるから、本法の實施に依りて消費者は政府が買ひ上げを行ふ場合よりも、比較的高値とならないものを買取ることが出来る。

註 現行米穀統制法には、豐作の場合には米價は最低公定價

格まで低落し、不作の場合は勿論豐作の場合にても、政府が買上げを行ひたる後には、米價は高騰して最高公定價格にまで上昇するの可能性がある。即ち、米價は或時は最低價格に或る時は最高價格に釘付けさるゝのであつて、公正なる價額を示現することが困難である。米價はその中正を保つ事が望ましいのであるが、現行米穀統制法は公定價額の範圍内に抑へ暴騰と暴落とを防止得るに過ぎないのであつて、その中間に止め公正を保たしめる機能なく、故に米穀統制法は頭と尻尾だけの機能を有し、胴體の機能を有せずと稱せらるゝ所以である。この缺陷を自治管理法に依つて補はんとするのであつて、貯蔵に依り最低公定價格までの値下りを防ぎ貯蔵米の解除に依り最高公定價格までの値上りを防ぐことに依り、米價の公正を期せんとするもので供給の圓滑と價格の公正を期する上に相當の効果を擧げ得るのである。

(ハ)内地米作農の壓迫緩和

内地米作農の壓迫緩和、内地と臺灣、朝鮮との間に過剩米穀貯蔵の割當て數量を定め、臺灣朝鮮より無統制に内地へ米穀の移入せらるゝを防止し、内地米作農に對する壓迫を緩和することが出来る。

二、米穀統制法の改正

本法に依つて改正せんとするは次ぎの三點である。(1)最低公定價格に金利及び保管料を加算するの制度を設けたこと。

米穀統制法に依る公定價格は毎年一回十二月に決定され、その價格を以て一ヶ年を通じ政府は米の買入れを爲すのである。故にどうしても買入急ぎをする。それが爲めに政府は買入れに困難を感じ米價は益々低落するのである。ここに於て、最低公定價格に毎月金利及保管料を加算しあつて月の買入れに對してはそれだけ最低公定價格を高めて買入れを爲す事とし、買入急ぎを防止せんとするものである。

(2)災害等の場合に際し政府所有米の賣渡しを爲し得る應急處置の途を開きたること。

(ニ)國家負擔の軽減 生産者及び取扱業者の貯蔵に依り、政府の買入數量を減少せしむることを得て、國家財政上の負擔を軽減することが出来る。(ホ)政府と當業者との協力 從來は一切を政府にのみ依頼したのであつたが、當業者が自治的に米穀の統制操作に参加する事となり自助的精神の振作に資することが出来る。本法の實施に因る打撃。政府は本法の實施に因りて、各社會層に利益を與へ、何等の惡影響を及ぼすものなしと強辯するるのであるが、左様には認むるわけには行かない。然し本法の成立に第一線に立つて反對したる白米小賣商には左程の不利益を齎すものとは思はれない。米價が安定し、營業の危險性を減ずることに依つて、寧ろ健康なる發達を招來するものとさへ見ることが出来る。若し夫れ産業組合の發展が、白米小賣商を壓迫するであらうと心配するが如きは杞憂に過ぎぬ。然しながら、本法實施の結果米價が安定し、投げ賣りする者が無くなるから、投げ賣りを當て込んで甘み汁を吸つて居た中間商人や、相場の変動に依つて稼いで居た投機者流や、政府の買入れが濟み、有ガスレとなつて、米價の値上りを來すときに賣り出して自分の持米だけを高値に賣捌か

政府の買入れ米は、保管上必要な整理費却又は買換の場合を除くの外最高價格に依るにあらざれば賣却することが出来ないものであつて、非常災害等の生じた場合臨時の處置を講じ得ないのであるが、斯かる場合特に必要ありと認むる時は、米穀統制機能の上に支障を來さざる限り、時價に準據した價格を以て販賣し得る事としたのである。(3)小麦及小麦粉に對する統制規定を設けたること。現行法にて粟、高粱、黍に關し規定してあると等しく、同じ代用食たる小麦及び小麦粉に對し輸入制限及關稅の増減免除を爲し得るの規定を設け、米穀統制上遺憾なきを期せんとしたのである。

三、糧共同貯蔵助成法

本法は、産業組合、農會、農事實行組合、市町村等の團體が、米穀の出廻り調節又は備荒貯蓄の目的を以て糧を貯蔵する場合、政府は貯蔵團體に對し、毎年三十萬石を限度とし、金利及び保管料に對する助成米として政府の所有米を交付せんとするものである。本法の實施と共に政府は貯蔵糧に對し低利資金の融通も考慮しつゝある。

三法律に對する吾が黨の態度 以上の米穀關係三法案は第六十七議會に政府より提案せられ、議會開設以來未だ會

つてその例を見ざる程の猛烈なる院外運動が展開され、院の内外に非常な波瀾を惹起したのであるが、吾が黨は始終中正公平なる態度を以て案の審議に努め、米穀自治管理法及粗貯蔵法案に對しては修正を加へ、初共同貯蔵助成法案は原案の通りとし、共にこれを通過せしめたのである。今期議會に臨むに當つては、第六十七議會に於ける我黨決定案を支持するの方針を確立したのであるが、政府が今期議會に提案したるものは、悉く第六十七議會に於て我黨の方針の如く衆議院に於て決定したるものを、その儘にして提出し來つたのであるから、我黨は左の附帯決議を附し、原案に賛成してその通過を計つたのである。而して附帯決議は三案に對し共通のものである。

附帯決議

- 一 内外を通じ米穀の生産統制方策を樹立し代作の獎勵に對し適切なる方策を講ずべし
- 二 速かに米穀の國營検査を斷行すべし
- 三 米穀自治管理委員會の委員には生産者、米穀業者及消費者の代表者を加ふべし
- 四 産業組合の指導監督を勵行し其の官僚化と營利化とを排除し殊に違法及脱法行為の絶滅を期し組合本来の使命に基き其の健全なる發達を圖るべし

を明示し、將來に於ける滿取引の公平圓滑を庶幾したのである。而して此等の處理方法は蠶絲團體の自治的統制に依らしむる事とした。而して生繭取引は素よりこれを禁止するものではないのであつて、特殊の事情に依り生繭取引を爲さんとする地方に於ては強いてこれを變更せしむるのではなく、屑繭、玉繭其他の特殊繭の本法適用に除外されるは勿論である。

(ロ) 檢定取引の強制 從來繭の取引に就ては、品質の鑑定は肉眼又は切歩等の方法に依り、或は繰絲の結果に依るものもあつたが、當事者の一方のみにてこれを行ふのであるから、取引上の公平を缺き、屢々紛議を醸したのである。仍つて本法第二條及第三條に繭の賣買取引及び委託製絲は第三者の檢定に依るべきものなることを規定し、將來各道府縣に於ける繭檢定所の設備を擴充しその完備を待つて繭の檢定取引を強制せんとするのである。然しこの強制は乾燥取引、特約取引、委託製絲等に對して爲さるのであつて、生繭の振賣りや少量の取引に強制することは不可能であり、當然除外せらるべきである。

(ハ) 特約取引の認可 特約取引は養蠶者の爲めには産繭處理の安定を得、製絲業者には原料繭の統制確保を期する

五 本法の實施に際しては米穀取引所並米穀業者に重大なる影響を與へざるやう特に注意し損害ありたる場合には適當なる對策を講ずべし

六 政府は米穀の生産機關と配給機關との利害を調節し共存共榮の方途を講ずる爲調査會を設くべし

七 朝鮮及臺灣に於て本法實施の目的を達する爲内外地官廳の協力に付特に留意し萬遺憾なきを期すべし

(五) 繭糸關係三法律

一、産繭處理統制法

本法の内容

(イ) 繭取引方法の明示 生繭取引には、生産者は好むと好まざるを問はず、短期間の内にその産繭を賣却せねばならぬ。繭の廻りは短期間に行はるゝものなるが故に養蠶者は産繭處理上一層弱い地位に置かれ屢々不利益を蒙るのである。同時に又製絲業者も、一時に多量の原料繭を購買せねばならぬ故資金關係に於て非常な困難を來すのであるが更に短期間に於ける生繭購入に依りて一ヶ年の製絲經營の運命は決せられ、製絲經營を不安定ならしめ投機的ならしむるのである。こゝに於て本法第一條に於て、生繭の成行取引は出来る丈け之を乾燥取引、特約取引、組合製絲及委託製絲等の合理的方法に依らしめんとする指導精神

を得て、兩者共に利益するところ尠くないのであるが、屢々弊害を生ずるの例あつて、各府縣夫々取締規程を設けて取締りつゝあるものであるがこの取締方針を全國的に統一する爲め本法に於てこれを認可制度と爲し、或る程度の監督を加へてその長所を發揮せしめ弊害を除き以て取引の公正を期せんとするものである。

(ニ) 自治的統制 前述せるが如く、本法に於ては、繭の處理方法を蠶絲業團體の自治的統制に委ねんとするものであるが、行政權の發動に依る統制機能の強化がなければ、統制は完全に行ふことが出来ないものであるから、本法に於ては、合理的處理方法を講ぜんとする場合、その統制に従はざる時は行政官廳は團體員に對し、統制に従ふべきことを命令するを得るものとし、これに従はざる者は過料に處するの規定を設けた。

本法實施の方法

本法實施の爲めには、各種機關の充實整備が必要なのであつてこれに對し政府は助成金を交付するのである。繭倉庫及乾繭裝置並に組合製絲の設備費に對しては四割、繭檢定所の設置費に對しては五割、道府縣の監督指導職員に對しては五割、養蠶業團體の指導職員設置費に對しては三分の一、繭價協定委員會の役員費に對しては五割の補助金を交付し、目的の達成に努むるも

組合法の運用を以てしては所期の目的を達成すること難し政府は速かに負債整理事業に對する再検討を盡して徹底せる方策を樹立し之を第七十回帝國議會に提案すべし

三、競馬法の改正

本法は、條文の上から見れば、現行法に對し、非常に大きな改正を爲さんとするもの、如く見ゆるのであるが、その内容は、競馬施行機關に關する改訂、政府納付金の改訂及び取締規程を厳にしたることの三點に歸するのである。

競馬施行機關の改訂

従前は、競馬法に依る競馬は十一箇の競馬俱樂部が各獨立してこれを施行して居たのであるが、これを統一し日本競馬會なる一箇の法人をして全國十一箇所に於ける競馬を施行せしむることに改めたのである。斯くて現在の競馬俱樂部及び帝國競馬協會は日本競馬會成立の日から一年以内、解散をなし特別の事由あるもの、外はその有する設備資産及び債務の一切を日本競馬會に移せばならぬ。但し日本競馬會成立後一年以内は各競馬俱樂部に於て、從前の通り競馬を行ひ得る事とした。

政府納付金に關する改訂

政府に對する納付金は、勝馬投票券の賣得金額百分の六以内と規定され、一日の賣得金額二十萬圓以内の場合百分の一とし、賣得金額の増加に伴ひその率を累増し、一日の賣得金額六十五萬圓以上の場合百分の六を納付せしめたのであつた。近時勝馬投票券の發賣高著しく増加したので、政府納付金の最高額を百分の八と改め、一日の賣得金額六十五萬圓未満のものは大體従來通りとし、六十五萬圓を越ゆるものに就ては漸次その率を高め、一日の賣得金額百萬圓に達する場合に於て最高額の百分の八を納付せしめる事としたのである。納付金の改定は本年秋の競馬からこれを實施する。更に日本競馬會の資金が、勅令を以て定め準備資金の最高額を超過するときは其の超過額は政府に納付せしめることを得るものとした。

政府納付金の一部は社會事業(救護法)の經費に充當せられ、馬事の改良増殖の爲に充當せらるゝ割合は納付金の三分の二を下ることを得ずと規定されて居つたのであるが本法に依りて、その率を高め納付金の四分の三を下ることを得ずと改めたのである。

は、數に於て非常に多い。中に就きて立法の伴ふものには、關係法の検討に際してこれを述べた。これより立法を伴はざる新規施設に就て一應の検討を試むる事とする。

一、臨時町村財政補助金

今日の經濟情勢に於ては、富と事業とが一部地方に集中し、租税の負擔能力が、地方的に著しき差異を生ずるのである。斯くの如き實狀に於て、各自その地方に於ける稅收入を以て地方費を支辨し行く従來の建前を以て進んで行くならば、益々富み榮へ行く地方に於ては、その地方民はその豊富な負擔能力に對し比較的輕い負擔を爲して地方費を賄ふことが出來、窮乏せる地方は、不相應なる過重の負擔を爲すにあらざれば、地方費を支辨することが出來なくなる。従つて窮乏地方よりは、地方稅の負擔に堪えずして、遂に郷黨を逃避し、都市への移住者を激増しつゝある實狀である。我黨は多年此の緩和策の急務であること提唱し地方財政補整制度の實現を主張し來つたのである。この主張の一部が本年度豫算に實現し、臨時町村財政補助金として二千萬圓計上せられた譯である。この補助金は窮乏町村に交付されるものであつて、その配布方法は次の通りになつて居る。

調教師及騎手に對し取締上必要なる規定を設け得る事とし、開催執行委員、調教師、騎手等が存屋の相手方となりたる場合の制裁を嚴重にしたのである。

本法の効果

競馬を全國的に統制するは、競馬そのもの、改善發達の上にも多大の効果あるべしと思はれる。取締規定を強化して弊害の除去を計り競馬施行の適正を期することも、幾多弊害を數へられつゝあるの際當然爲さねばならぬ事である。而して本改正の農村に關する限りに於て特に關心を持つ所以のものは競馬の刷新改善が爲さるゝに依りて馬事の改良發達に貢獻するの點も認めねばならないが、寧ろ納付金に關する改訂が爲され、これに依りて馬政第二次計劃の財源が捻出せられたる點にある。納付金の改訂は本年の秋の競馬からその實施を見るのであるが、率の變更に依る納付金の増額が八十六萬五千圓、その他自然増もあつて、本年度の納付金増額は百三十一萬九千圓と見込まれて居る。これが馬政第二次計畫實施の財源となつたのである。

四、農村對策新施設

農村關係施設にして、本年度新規に計畫せられたるもの

一、一般補給金

標準財政力(全國町村の直接國稅額及び道府縣稅額の合計額を一人平均額)と當該町村の財政力(當該町村の直接國稅額及び道府縣稅額の合計額を一人平均額)との差額を標準として算出配布する。一般補給金として配布する金額は、補給金總額の八割五分を下らざる額となつて居る。

二、特別補給金

人口の密度低くして經費嵩み、災害に依る被害著しく、町村債多額なるか、不在地主多く財源の乏しきか、或は市町村立尋常小學校臨時國庫補助金を失ひたる等の事由に依り財政特に窮乏し町村稅の負擔を過重ならしむる町村に對し、具體的事情を調査し配分金額を算出するのである。特別補給金の金額は補給金總額より一般補給金を控除したる殘額とする。以上の如き標準によつて配分額が決定されるのであるが、當該町村に於ける町村稅負擔額が事實過重にあらざる場合は補給金を交付せざるか或は一定限度に止める。窮乏せる町村と雖も、補給金は町村稅總額の五割を越えることを得ざる定めである。補給金は、市町村立尋常小學校臨時補助金を失ひ、これを補填する必要ある場合その他財政上特に必要あつて監督官廳の認可を受けたる場合

の外は、之を稅負擔の輕減に充當せねばならぬ。輕減する税目に就ては監督官廳に於てこれを指定するの外、補給金の交付を受ける町村に對しては、特に財政上の指導監督を嚴にする筈である。また、市町村義務教育費國庫負擔法第五條の規定に依る交付金額の算定に當りては特に密接なる連絡を保つ事となつて居る。

本施設に對する我黨の態度
我黨は、地方財政補給金は當然地方稅總額の約一割即ち六千萬圓程度を計上するの必要あるを強調して居つたのであつて、之を以て漸く地方負擔の不均衡を矯むる事が出来るのであるが、本施設の程度は餘りに不徹底であつて、到底負擔の均衡を計るの目的を達成することは出来ぬ。殊に窮乏道府縣に對し、何等の考慮を拂はないのであるが、窮乏道府縣の財政難と、負擔の過重とは、看過すべからざるものであつて、中間行政團體としての重要性に鑑み、我黨主張程度の金額を計上して、窮乏町村に對し遺憾なきを期すると共に、窮乏道府縣に對しても亦財政の緩和と負擔の輕減とを計らしめねばならぬ。

二、農村經濟更生特別助成費

農漁山村の經濟更生事業が、政府の施設として行はる、特別助成に依りて實施さるる事業は、當該町村の經濟更生に必要な事業であつて、事情の異なるに從ひ、町村に依り千差萬別である。計劃は各町村をして樹立せしむるのであつて、夫れを道府縣經濟更生委員會に於て審議し更に經濟更生中央委員會の審議に附し決定するのである。特別助成を爲す町村の選定は、經濟更生計劃の遂行に關し、實行の熱と力とがあり、資力を與ふれば目的を達成せしめ得べしと認めらるる町村を地方廳をして豫め選定せしめるのである。

本施設に對する我黨の態度

本施設も亦我黨の主張を採り、その一部を茲に實現したものである。然しながら、あまりに計劃が小さい。全國一萬一千四百七十の町村中、五百ヶ町村に對し特別助成を爲さんとするは決して安當の施設とは言ふことが出来ぬ。一ヶ町村平均額は助成金一萬圓、低利資金の融通一萬五千圓である。町村の事情に依りその額に大小の差を生ずべきではあるが、何れにしても少額に過ぎる。斯かる少額にては經濟更生に必要な諸般の基礎計劃に完成せしめる事は出来ぬ。この種施設は中途半端のものであつてはならぬ。こゝすれば家は興り村は榮え、一本立ちが出来るのだと認め

本施設の内容

本施設の内容、五百町村に對し昭和十一年度から三年度に三萬圓、昭和十二年度から五年度に五萬圓を交付し更に七百五十萬圓の低利資金を十一年度から四年度に四萬圓、十二年度から三年度に十萬圓の低利資金を融通し、五ヶ年間一分二厘宛の利子を補給するのである。尚道府縣に對しても財政の許す限りに於て助成金の交付並に利子の補給を待望するものである。この施設に關し、指導監督に遺憾なきを期する爲め本省に専任職員を置くの外道府縣に八萬五千圓の助成金を交付し主事補一名、囑託三名、専門委員五名宛を設置せしめる。

られるだけの徹底した施設が爲されなければならない。斯かる貧弱なる施設に對しては素より満足するものではないのである。明年度に於ては規模を擴大し徹底したる計劃を樹立し提案し來る事を期待するものである。

三、第二期森林治水事業

吾が國に森林治水事業の稍組織的に行はるゝに至りたるは明治四十四年度からであつて、昭和九年度に至る二十四年間に、經費約二千四百萬圓を投じ、荒廢林地の復舊獎勵、公有林野の造林獎勵、治水關係森林組合の設立獎勵等を爲し、計畫年限の終了を見た。引續いて第二期森林治水事業の實施が要望されつゝあつたのであるが、漸く本年度より着手される事となつた。その計畫の概要は次の如くである。

經費總額 八千萬圓(本年度分經費施行豫算に追加)

計畫年限 二十五ヶ年 昭和十一年より同三十五年に至る

事業の種類

直轄事業

- (1) 荒廢林地復舊事業 一萬二千四百四十町歩 山崩、地七等に因る荒廢林の復舊工事にして國有地五千六百町歩、民有地六千五百四十町歩である。
- (2) 森林治水試験 四個所の林業試験場にて行ふ

助成及び補償事業

- (1) 荒廢林地復舊獎勵 新設 六萬六千七百二十町歩 修繕 七萬九千六百七十七町歩
- (2) 水害防備林造成獎勵 新設 七百五十六町歩 修繕 四百八十六町歩
- (3) 公有林野の造林及び整理の獎勵 三十八萬七千町歩
- (4) 林業技術員の設置 延三千七百二十五人
- (5) 森林組合其他治水團體の設立獎勵 六十萬町歩 經費三十萬圓

本施設に對する我黨の態度

本計畫は、農林當局の極めて消極的なる計畫が、更に大藏省の査定に依り半減されたものであつて、これを以て森林治水の完璧を期するわけには行かぬ。本施設の徹底を計り、治水の根元たる治山に遺憾なきを期し以て洪水の氾濫に因る禍害を防止すると共に灌漑用水發電水力の源泉を維持涵養し、木材の生産を増加するの方策を樹て、國家百年の計に誤りなからしめねばならぬ。我黨は森林治水事業に關し、徹底せる計畫と事業年限の短縮とを提唱し、小規模なる本計畫に對し甚だ不満を考へて居る。更に之れと相並んで民間林業の指導に關し一段の力を注ぎ、以て外材輸入の増加と、國內生産の漸減に對する憂慮を無からしめねばならぬ。

四、馬政第二次計畫

國防上必要なる有能馬の充實を目標とし、産馬經營の安定を圖り馬の資源を涵養充實せんとするの目的である。

第一次計畫は明治三十九年より昭和十年に至る二十年計畫であつて、これを二期に分ち一期を十八年、二期を十二年としたのであつたが、第二次計畫も亦計畫期間を本年度より昭和四十年に至る三十ヶ年とし、昭和二十年に至る十年を一期と定めた。

(1) 馬政局の新設

馬政に關する行政を統一擴充し、馬政の遂行に遺憾なきを期する爲め、これを新設したのである。

(2) 保有馬數

國防並に産業の實狀に鑑み、内地保有馬數を百五十萬頭と爲すの目標を定めたのである。

(3) 馬の改良方針

地域的に産馬の方針を定め、登録制度を設け、馬の血統、體型及能力を登録せしめ、配合の統制を圖り、血液の混淆を避け、體型の整理、種類の固定に努め有能馬の造成に遺憾なきを期せんとするのである。而して將來海外より輸入すべき馬の種類は輕種にあつてはアラブ、サラブレッド及びアンゲロアラブ、中間種にあつてはアンゲロノルマン、重種にあつてはハルシニョロ

(4) 種牡馬の充實

六千頭を必要と認むるも、全部を國有とするは困難なるが故に年次増加し昭和二十年には二千頭とし昭和四十年に三千頭に達せしめんとするものである。(この内約一割五分を輕種、八割五分を中間種とし、若干の重種を置き、地域的に産馬の方針に依り配置す) 民有種牡馬に對してはその維持に必要な保護獎勵を爲すものである。

(5) 馬産資源の涵養

優良種牝馬の飼養を獎勵し、就中乘鞍馬生産用牝馬の獎勵に重きを置く、家畜保險團體事業の助成、道府縣に於ける産馬指導責任職員設置の助成等を爲す。これに要する獎勵費は本年度六十三萬一千餘圓なるも、漸次増加し、十六年度には百餘萬圓、二十六年には百二十八萬餘圓となるのである。

(6) 馬の育成利用の改善

馬の育成及び利用は生産と共に産馬經營上重大なる關係あるを以て、その協同施設を助成し、道府縣の指導施設を助成し、以て産馬經營の合理化を圖り、馬事の振興に資せんとするのである。本年度の獎勵金額は十九萬八千五百圓である。

(7) 軍用適格馬獎勵並に乘馬の普及獎勵

軍用適格馬並に乘馬を獎勵する爲め、本年度はその獎勵金として八萬二千圓を計上した。

(8) 馬の生産率増進施設

生産不良なるが爲め當業者の蒙る損害尠ならず、仍て受胎率を高め更に保健衛生に遺憾なきを期する爲め、調査研究を爲し、講習會を開き、道府縣及び畜産組合聯合會に助成金を交付して專任技術員を設置せしめ、指導獎勵に當らしむ。

其の他産馬の實態調査を爲し、牧野の改良、飼料の増産を計る等の施設をなすのであるが、馬政の完璧を期するに、内地のみにてはその目的を達成し得ない故、本計畫と共に臺灣、朝鮮及び樺太の馬政計畫と連繋を計り、萬全を期することになつて居る。

五、其の他農村關係新規施設の主なるもの
農村關係新規事業中その主なるものに就ては、以上これを述べたのであるが、これに次いで相當重要性を持つことを認めらるるものを挙げれば、

(イ) 蠶絲試驗場の設置

人絹の發達に伴ひ、生絲素質の改良に努むるの要あるは勿論であつて、更に製絲に關する機械及技術の改良、絲織能率の増進等に關し試験研究の要あるは言ふまでもない。されば田中内閣當時製絲試驗施設の計劃成り、その實施を見んとしたるに濱口内閣の出現に依りて中止され、業界の恨事とされたのであるが、特に蠶絲業不況の今日に於て一層その感深くして居る。然るに漸くその計畫の再現を見、蠶業試驗場に製絲部を設けその名

稱を蠶絲試驗場と改稱せらるる事となつたのである。

(ロ) 既往貸附自作農創設維持資金償還緩和補助金
本年度に於ては自作農創設維持事業の擴張が計畫された。それと共に既往昭和元年度乃至同四年度に於ける資金貸付の分は地價高騰の際として、その償還容易ならず、償還緩和の方策を講ずるの要あるを認め、年賦償還額を軽減せしむる爲め、貸付利率を引下げ更に償還年限を三十年に延長したるも、尙ほ利率を補助し年利二分とする爲め補助を爲すこととし、これが爲め本年度十七萬九千六百一十一圓を計上したが、三十ヶ年には九百五十五萬八千餘圓を要する見込みである。

(ハ) 自給肥料の獎勵、並に肥料改善施設

從來の施設を以てしては所期の目的を達成すること能はず、依りて計畫を新たにし、自給肥料の増産、施用の獎勵に努むると共に肥料資源の開発及び施用方法の合理化等肥料改善の方途を講ぜんとするものである。

(ニ) 林道開設獎勵に關する施設

山村不振の主因は交通運輸の不利不便なるにある。故に林道の開發を獎勵し森林資源の利用増進を計り山村の窮狀打開に貢献せんとするものであつて、本年度獎勵金五十九萬八千三百四十七圓は東北地方と其他の府縣とに於て概ね折半交付されるものと思はる。

(ホ) 鶏卵の利用増進に關する施設

鶏卵の産額益々増加せんとする狀勢に鑑み、鶏卵加工に關する

試験研究を爲すと共に、粉卵及び液卵の生産獎勵を行ひ、以て鶏卵利用の途を廣め、鶏卵加工品の輸入を防遏し、海外販路の擴張を圖ると共に、供給過剩の際には之を粉卵液卵等に加工して出廻りを案配し以て卵價の調節に資せんとするものである。
(ウ) 蠶生産費低減施設の助成
蠶の生産費は桑葉費の多寡と、蠶作の良否に支配せられ、繭質の良否は蠶種、飼育法及び上簇法の如何に依る所多し。依つて道府縣が左の施設を爲す場合にこれを助成するものとし、これに要する經費三十六萬二千七百圓を計上した。

一、蠶作安定施設獎勵

(ア) 蠶種共同圃設置に對してはその費用の三分の一
(イ) 蠶種共同飼育所の設置に對してはその費用の二分の一
(ウ) 蠶種除雜防施設を爲す場合その經費に對し獎勵金を交付す

二、繭質改良施設獎勵

良質廉價生産を期する爲め、養蠶實行組合に於て(イ) 掃立の統一(ロ) 蠶室蠶具の消毒(ニ) 共同催青及蠶種共同飼育(ホ) 上簇改良(ヘ) 繭の共同處理を行ふ場合道府縣をして獎勵金を交付せしめ、その經費に對し國庫より獎勵金を交付す。本年は二千組合とし一組合五十圓の見込である。

三、優良蠶種普及獎勵

蠶種製造業者が共同經營を爲す爲め、それに必要な設備を有する場合、その經費に對し獎勵金を交付す。本年は十箇所設備費の四割の見込みである。

(ト) 牛に關する施設

(ア) 試驗場の新設
本邦役肉兩用牛の經濟的生產並に、合理的利用方法等に關する試験研究を爲さしむる爲め、試験場を新設するのである。

(イ) 牛の傳染性流産調査研究に關する施設
中國地方に流行する「トリコモナス」の豫防方法は未だ明かならず之が研究機關を設置し、その豫防方法を調査研究せしめんとするのである。

(チ) 大藏省預金部利子の引下げ
大藏省預金部にては左記の通り融通資金の利率を引下げ、低金利時代の到來に拘らず全くその埒外に置かれ、金利の重壓に悩まされつゝある農業者及び中小商工業者は、僅かながら時代の惠澤に浴せしめることとなつた。即ち、負債整理資金、高利借借替資金、區別整理事業資金等は三分八厘に、其他は概ね三分六厘に引き下げられたのである。

六、雪害對策

昨冬から今春にかけて、降雪量甚だ多く、雪害の甚大なること殆んど未會有なりといはれて居る。更に寒害の加はるありて桑、果樹、茶、山林等の被害は勿論、麥の枯死炭疽の崩壞、馬の骨軟症に罹るもの等甚だ多し。殊に雪國に於ては積雪が四月の下旬に至つて尙ほ解けず、田畑の手入れ、苗代の準備等全く不可能なりし地方もあつた。これ

に對し政府は取敢ず左記の應機措置を爲したのである。

(イ)水稲育苗施設に對する助成金十八萬七千二百三圓を東北六縣及び新潟縣に交付した。

(ロ)農作物種苗購入外四件施設助成金三百五十萬圓、内譯農作物種苗購入助成金三〇〇、四九七圓、果樹及茶園復興助成金四四八、〇〇二圓、災害地方養蠶施設助成金二、五四七、九八二圓、炭窯復興助成金一七三、四〇八圓、畜産施設助成金三〇、〇〇〇圓を北海道外二十一縣に交付した。

然れども此程度を以てしては甚だ不満足なりとの理由を以て、我黨議員の主張を以て決議案を提出し、政府は速に應急對策として追加預算を提案し、また恒久對策を樹立し次期議會に提出すべき旨を決議した。

七、東北振興諸對策

東北地方は近時財界不況の打撃及び各種の天災相次いで襲ふあり、加之、天恵乏しくして寧ろ特殊地域と認むべきに對し、従來何等格別の政治的考慮を拂ふことなく、全國劃一的の政治が行はれ來り、禍根は遠く明治維新以來の政治に歴胎して居つたとさへ認むることが出来る。昨年東北振興事務局の新設以來東北振興調査會を設置してその對策の攻究に當り、次の如き具體案となつて今期議會に提案されたのである。

澤湖外數箇所に水力發電所出力合計十五萬キロワットを開發し、また別に補給用火力發電所(約二萬キロワット)の計畫あり工事費總額は約五千五百萬圓である。

三、配電と單價、電力は電氣化學工業に利用する外、既設電氣工業者に供給して、共同作業場其の他の農村工業に供給せしめて、併せて東北一般の電氣供給條件の改善に資するものである。而してその單價は一般供給用電力は一キロワット時平均一錢二厘程度(第一次變電所渡し)とし、化學用は一キロワットは平均約五厘(發電所渡し)とすることになつて居る。

(二)其他の新施設

東北振興に關する經費として昭和十一年度豫算(實行豫算及追加豫算を含む)に計上せられたる經費は、經常部に於て文部省所管六萬六千五百一圓、逓信省所管に於て二千六百五十四圓、合計六萬九千五百五十四圓であつて、臨時部に於て内務省所管五百十三萬九百二十七圓、大藏省所管十一萬四千九百七十九圓、文部省所管六萬三千六百八十八圓、農林省所管二百九十八萬八千五百三十九圓、商工省所管四十六萬一千九百二十一圓、逓信省所管十一萬三千六百八十三圓、合計八百八十七萬三千六百六十七圓、その總計八百

(一)東北興業株式會社法

殖産興業を目的とする特殊會社を組織し、統一的方針の下に資源の開發と經濟の振興とを計るため、東北興業株式會社法の制定を見ることとなつた。

一、事業の目的(イ)肥料工業其他電氣化學工業、(ロ)水産蠶産等資源開發の事業、(ハ)水面埋立事業、(ニ)農村工業、(ホ)其の他東北地方振興に必要な事業等の經營、投資及び助成。

二、資本金一千万圓、拂込み資本金の五倍を限り、社債を發行して事業資金に當てることとなつて居る。

三、配當補給一第三營業年度迄は年四分、爾後は年六分を達せざるときは政府は十五ヶ年を限り補給する。

半官半民の特殊會社として政府は之に各種の保護と特典を與ふると同時に嚴に監察する責任を有するものである。政府は直に設立委員を任命し本年九月一日までに設立を完了せしめることになつて居る。

(二)東北振興電力株式會社法

本法も亦東北振興の對策の一として全然東北興業株式會社法と同一の趣旨の下に電力經營の會社を設立せんとするものである。

一、資本金一千万圓である。

二、特殊事業一東北地方の電氣需要に應ずる爲め、水利權は將來原則として本會社に特許され、差當り十年間に阿武隈川、田

九十四萬二千八百二十二圓である。之を以て計畫されたる事業中、特に重要視するものは次ぎの如くである。

(イ)特殊地方耕地事業助成に關する經費
小用排水及び小設備、暗渠排水事業に對して交付する助成金である。

(ロ)東北地方集園耕地開發助成に要する經費
畑の農耕適地中集園地開發費であつて、開墾地移住者八百戸に對し一月平均三百圓の助成金を計上し更に二千四百町歩の開墾に對する事業助成費六十萬四千八百圓を十二年以降三箇年間に支出する豫算外國庫負擔の契約をなし得ることとなつて居る。

(ハ)災害防止林に要する經費
近年風、並に積雪の被害多きに對し、災害防止林及び海岸砂防林の造成を奨励せんとするものである。

(ニ)東北地方凶作防止施設に關する經費
冷害防止の爲め、東北地方に適する農作物の育成、栽培法の改善等に關する試驗並に適良種子の配給及び耕種法の指導等を爲さんとするものである。

(ホ)毛皮獸養殖に關する經費
輸出品たる野生獸毛皮は東北の生産に適するを以て國立毛皮獸養殖場を設置し農家に其飼養を普及せしめんとするのである。

(ヘ)東北地方國有林所在縣交付金
東北六縣に對し、所在國有林野の、地租附加税相當額の交付金

を交付し、林業、畜産業其他の産業獎勵施設を爲さしめるのである。
(ト)利子補給
災害土木費並に振興土木費に對し利子の補給を爲すものとし前者には十五萬二千餘圓、後者には五萬七千餘圓を計上してある。
(チ)其他
東北地方副産物の編纂頒布、氣象觀測施設、港灣修築及び河川改修、道路の改良改修、農村工業及び畜産業の獎勵、綿羊の飼育獎勵、農業經營指導及び中堅人物養成、商業組合の共同施設助成及び礦物、石油の開発に關する經費、電氣利用改善に要する經費等である。

第二、産業問題

國內産業の興隆に力を用ゐ、海外貿易の増進を企つることとの急務たるは素より多言を要しない。然るに障礙隨處に起り海外貿易の前途に多大の不安を感ぜしめられつゝあるは、誠に遺憾とすべきである、然るに政府の爲す所、偷安姑息にして、その日暮しの感あるは心細き限りである。従つて今期議會に臨むに當りても組閣の聲明に副ふが如き何等の新なる對策をも用意することなく、前内閣の踏躰以外には慢然空手を提げて來りたる有様であつた。既に前章に於てこれを述べたるが如く、政府は増税を計劃し、稅收入の増加を意圖するからには、當然國民經濟の興隆を計り租稅負擔能力の涵養を計るにあらざればその目的を達成し得ざること勿論なるに未だ何等見るに足る成案と有せず、又公債の増發に對しては、將來の負擔能力に對し考慮を要することの當然なるに、公債増發の止むなきをいふも、子孫の負擔力を培ふ方策に關し何等用意する所がないのである。今期議會に於て吾等はこれ等滿幅の不安と不満を抱いて、所信を披瀝すると同時に、近き機會に於て、適切なる方策を樹立し、産業の興隆に關し遺憾なきを期するの要あるを痛論して政府の注意を喚起した次第であつた。

これを述べたるが如く、政府は増税を計劃し、稅收入の増加を意圖するからには、當然國民經濟の興隆を計り租稅負擔能力の涵養を計るにあらざればその目的を達成し得ざること勿論なるに未だ何等見るに足る成案と有せず、又公債の増發に對しては、將來の負擔能力に對し考慮を要することの當然なるに、公債増發の止むなきをいふも、子孫の負擔力を培ふ方策に關し何等用意する所がないのである。今期議會に於て吾等はこれ等滿幅の不安と不満を抱いて、所信を披瀝すると同時に、近き機會に於て、適切なる方策を樹立し、産業の興隆に關し遺憾なきを期するの要あるを痛論して政府の注意を喚起した次第であつた。

本法の主要なる事項に就き概要を摘録すれば左の如きものである。
(一)資本金と債券發行—資本金は一千萬圓、政府並に所屬組合の半折出資とし拂込資本金の十倍を限り、債券の發行が出来ることになつて居る。

(二)業務—(イ)資金の融通(ロ)手形の割引又は當座預金貸越(ハ)保證業務(ニ)爲替業務(ホ)所屬組合其他營業目的とせざる法人よりの預り金(ヘ)有價證券の保護預又は委託賣買(三)特典—政府の出資に對しては、設立後十五年間剩餘金の配當を要せず、所得稅、營業收益稅及登錄稅を減免することになつて居る。

本法に對する我黨の態度
中小商工業者の最も痛切に感じつゝあるは金融難である、銀行は中小商工業者の爲には金融機關と言はんよりは寧ろ貯蓄機關に過ぎざる實狀なるが故に、中小商工業者の金融を改善する爲め新たな施設の必要あるは言ふまでもない。我黨は、中小商工業者の金融は營利事業に依つては、充分にその目的を達成し得ないものと認め、農業者が隣保相助に依る金融機關を有するが如く、中小商工業者の爲には、同業相助に依る金融機關の設立整備の緊要なるを強調したのである。本法は其實現に外ならざるものなれども、資本金を一千萬圓と爲したるは、甚だ小規模にして使命達成に不充分なりといふべく、われ等の心外とする所である。一千萬圓は現在に於ては小銀行の資本金に過ぎない。少くともわれ等は資本金額を三千萬圓以上とせねばならぬと考へて居る。従つて政府今回の提案に對しては多大の

不滿を感ずるのであるが、斯かる小規模のものでも無きに優るは言ふまでもない事であるから、不滿を忍んで協賛を與へたのである。更に中小商工業者の金融難を來しつゝある本質的原因は、その信用が缺如して居る點にある。機關を設け資金を積み重ねても、信用のない所には金融は行はれない。政府はこれ等の點に關し何等の考慮を拂はず、信用保險制度等に就ては何等の方策だに有せざるは甚だ遺憾とする所である。

二、重要産業の統制其他

一、重要産業統制法の改正
重要産業統制法は本年八月十日を以て有効期間満了に成る故に、之を五ヶ年間延期し、更にその内容に就ても改正を加へんとする提案である。その要點は左の如くである。
本案内容の要旨
一、從來主務大臣に届出づべき統制協定は同業者の二分の一以上の加盟者があるときとあつたのを、又は加盟者の生産高若くは販賣高が二分の一以上になるときと改めた。
二、「アウトサイダー」に對し統制協定に服従すべき命令を申請するには、從來は加盟者の三分の二以上の申請を以て足れりとしたのであるが更に、生産者又は販賣者に於て

も三分の一以上を占むることを必要とした。

三、従来「アウトサイダー」等に統制服従命令を發したる場合に於て、新規企業計畫又は生産設備の擴張を爲さんとするものある場合に、これに制肘を加ふるの途なく、統制上重大なる缺陷があつたので、斯かる場合には新規又は擴張計畫に對し、命令を以て許可制を布き得る事とした。

四、従来は「カルテル」のみの取締に過ぎなかつたのであるが、「カルテル」の爲に共同販賣事業を營むものも取締り得る事とした。

五、トラスの取締に關する規定を設けた。

六、公益規定の整備、「カルテル」「トラスト」は斯業の安定を計る上に効果的であるが、他面に於ては他の産業又は消費者の利益を害し公益を妨ぐる場合もある故「商品の圓滑なる供給を妨げ又は不當に價格を騰貴せしめ若くは價格の低落を阻止」するが如き場合に於て、これを是正し得るの途を開いた。

七、主務大臣のみが有して居つた検査及び報告徴收權を地方長官にも附與する事とし、更に非加盟者に對しても検査を爲し報告を爲さしむることを得ることとした。

(2) 助成保護を講じたること。

(イ) 一定期間中租税を免除すること、(ロ) 資本の増加、社債の募集に付特例を設け便宜を與ふること、(ハ) 自動車又はその部分品の輸入が、自動車製造業の確立を妨ぐる虞あるときはその輸入を制限し又は輸入税を増課し得ること等の保護助成が爲さるゝのである。

(3) 政府の監督及び命令のこと

自動車製造會社は毎年事業計畫書を作成して政府の認可を受けるを要し、政府は業務の状況其他に關し監督を爲す。更に公益上、監督上並に軍事上必要な命令を爲し得るのである。

(4) 自動車製造事業委員會

自動車製造事業の許可其他本法施行上重要な事項を附議する爲學識經驗ある者から成る委員會を設く。

(5) 経過規定

昭和十年八月九日(本法に關する計畫を公にした日)以前に本法に該當する事業を開始し又は承継して現にその事業を営みつゝある者は、許可を要せずして、従來營める事業の範圍内に於てその事業を營み得るものとした。

本法案に對する我黨の態度
自動車製造工業の確立を計るの要あるは勿論である。而

八、將來本法が臺灣、朝鮮にも施行せらるべきを豫期し「主務大臣」とあるを「政府」又は「行政官廳」の字句に改めた。

本法實施の效果

本法は施行期間の延長、統制機能の強化、「トラスト」に對し「カルテル」同様の取締を爲す事とした點、將來外地にも施行するの用意ある事等重要なる改正があつて、産業統制上一段の効果あるべしと期待されるのであるが、特に重要なものは、その強力なる經濟力を濫用して他の産業と消費者とに不利益を與へ公益を害するの虞あるものに對し、公益的見地に於て、これを是正し得るの途を設けたること、之は社會正義の爲最も喜ばしい事である。

二、自動車製造事業法

自動車の自給策を企てたるものが本法案の提出を見たる所以である。

本案内容の要旨

(1) 許可制度と爲したること。
自動車又はその部分品の製造事業は許可制とし、許可を受け得るものは株式會社にして資本の半數以上及び議決權の過半數が帝國臣民に屬するものなることを要す。

も本法に依りて助成される會社は、現在のところ日産自動車株式會社及び株式會社豐田自動車機械製作所の二社に過ぎざるもの、如く、その二社さへも條件に於て欠ける所なしと斷じ難きかと思はる、現狀に於て、本法の制定は時機尚早の感がある。殊に商工省所管に屬する過去の立法を顧みる時、一部資本家を擁護して、民衆に不利益を與ふるの結果を招きたるの事例尠ならず本法制定後に於ける運用に關しても多大の不安を感じる。然しながら國防と産業との見地より自動車製造業確立を必要とする趣旨に於て特にその運用に誤りなきを期すべしとの注意を喚起し左の希望條項を附して本案に賛成するの意思を表明した。

希望條項

- 一、本法施行に依りて助成指定の自動車製造業者の發達を不當に促進せしめんと圖り、強ひて經濟的に不利なる國産自動車の普及を企て、一般自動車業者及び民衆の不利益を招かざること。
- 二、本法施行上指定自動車業者の助成に急なる爲め、不當に自動車及び部分品の輸入制限を企て其の價格の高騰を招來し、一般消費者の不利不便を醸成せしめざること。
- 三、本法に於て助成せんとする自動車製造業者の指定基準は昭和十年八月九日の吾が自動車業の實情を基調とするものなれば本法施行に依り助成會社の保護に偏し、其他の自動車業者の既

得の權益を侵害せざる最善の注意を拂ふこと。

三、製鐵業獎勵法の改正

製鐵業獎勵法の趣旨に於て、製鐵業獎勵法を制定し、主務官廳の認可を受け一定の設備を新設又は増設した製鐵業者にはその事業収益に對して免税の特典を與へて居つたのであるが、製鐵業の現況は、一定限度を越ゆる収益に對し所得税及び營業收益税並にその附加税を課するを以て適當なりと認めらるゝを以て本法の提出を見るに至つたのである。即ち改正法は、製鐵事業より生ずる所得又は純益が、資本金額に對し年百分の十の割合を超過するときは、その超過額に相當する所得又は純益に對し、所得税及び營業收益税並に其の附加税を課するを得る事としたのである。この改正に依りて増加し得べき税額の見込み概算は本年六月施行の場合本年二百十萬餘圓、平年四百二十萬餘圓である。特に附加税は地方税として新財源を爲すものである。

三、貿易關係の四法律

一、重要輸出品取締法

我が輸出品の大部分が、中小工業者の手に依りて生産せられ、粗製濫造の弊に陥ることある爲めに、海外市場の不利を受けつゝあるに對して、從來は昭和三年商工省令重要輸出品取締法に依る検査は、主務大臣の認可を受けたる検査機關(輸出組合等)に依つて行はるゝ點である。

三、輸出組合法の改正

輸出業者を組織化し、その共同施設に依りて輸出入貿易の増進を計ると共に、輸出の統制を行ひ同業者間の對立抗争に因る弊害を除去せんとし、大正十四年現行法の制定を見たのであるが、既に該法に準據して設立せられたる組合數九十二、内統制事業を實施しつゝあるもの四十一を數ふるに至つた。現時輸出入貿易の發展と共に各種の障礙の積出しつゝある實狀に鑑み、輸出統制を確保し相手國をして輸入制限等の口實を與へざる様周到なる用意を必要とし本法の提出を見たのである。

本法の要旨

本法の要旨は(イ)統制命令の發動ある商品の輸出を爲さんとする場合に、其の商品が統制命令に從ひて輸出せらるゝものなることに付、政官廳の検閲を受けること、(ロ)統制命令確保の必要上、當該官吏は臨検、検査を爲し、被疑者若は參考人を尋問し又は搜索、差押を爲し得るものと

輸出品取締規則を以て、取締り來つたのであるが、到底省令に依る取締規則を以てしては、充分にその目的を達成し得ないので、本法制定の要を感ずるに至つたのである。

本法案の要旨

重要輸出品の種類は命令を以て定めるもので、特別の事情に依り主務大臣の許可を受けたる場合の外は、検査機關の検査を受けずして商品としての輸出は出来ない。更にその輸出に際しては税關等の検閲を受けるを要すと爲し、門戸を嚴重にし、その禁を犯す者に對し嚴重な處罰規定を設けた。

検査機關に於て検査の休止又は廢止、検査員の任免及び検査員服務規程の制定變更を爲す場合には主務大臣の認可を要する事にしたるばかりでなく、検査機能の嚴正公平を期する爲めに、主務大臣の權能を廣く且つ強く規定したものである。

二、輸出絹織物取締法の改正

本法は、重要輸出品取締法とその步調を一にせんとする改正である。その要旨は、(イ)検査に合格したるものに對し、更に検閲を受けるの要ある事としたる點、(ロ)當該官吏に、尋問、搜索及差押を爲し得る事としたる點等である。した、(ハ)統制命令違反者の罰則を重くし其他の不正行為に對する處罰を嚴重にした、要するに輸出の統制を強化し輸出入貿易の發達に資せんとするものである。

四、昭和九年法律第四十五號の改正

本法は所謂貿易調節及び通商擁護に關する法律である。現行法は、第六十五議會に於てその成立を見たのであるが我國に對し通商貿易に關して各國の執り又は執らんとする措置に對應して、我國に於ても臨機處置を講ずるの要があるとして制定せられたのであつて、勅令を以て輸入税を増減し、又は輸出入の制限又は禁止を行ふことが出来ることとなつて居るのである。而して現行法は昭和十二年五月一日を限りその効力を失ふを以て、更に三年間その有効期間を延長せんとするのが本改正の趣旨であつて、現下の國際貿易の狀勢に鑑み誠に止むことを得ないことである。

以上諸案に對する我黨の態度

貿易關係四法案は共に躍進日本の貿易發展の爲めに必要なる案である。然しながら従來の例に徴すれば、(1)外地を経て粗製品が海外に輸出され本邦製品の聲價を傷けつゝあること、(2)輸出統制認可が日間取り商機を逸してその効果を擧げ得ざること、(3)輸出組合が利益を壟斷し生産者は甚

だしく不利益を蒙りつゝあること、(3)大資本家の爲めに壓迫せられ中小輸出業者は益々經營難に陥りつゝあること等の缺陷を指摘し政府將來の注意を喚起し、左の附帯決議を附し各法案に賛成したのである。

附帯決議

政府は本法實施に依り生産者並に中小商工業者に及ぼす影響を考慮し適切なる方策を講ずべし。

四、關稅關係の三法律其の他

一、關稅定率法の改正

關稅定率法の改正は「シトロネラ」油の原料植物が臺灣で生産されることとなり、「レモングラス」油は小笠原島、臺灣等にて生産されるので、此等産業保護の爲め從來無稅であつた此等輸入品に課稅せんとし、更に揮發油の稅率を高め、シエール油より分離したる粗製パラフィン油を無稅とし、アスピリン等の藥品の稅率を高め、アルミニウム、帶鐵等に關して稅率を引き上げんとするものであり、他の大正十三年法律第二十四號及び昭和七年法律第四號の改正は大體に於て關稅定率法の改正に伴ひ、法文の整理的改正を爲さんとするものである。

二、日本銀行特別融通及損失補償法の改正

現行法は、昭和二年四月金融界未曾有の恐慌に際會して銀行に對する預金者の不安を除き、財界の安定に資せんとして立法せられたのである。本法が彼の難局に直面して、その收拾に多大の効を奏したるは言ふまでもない。而して本法に依る融通殘高は、昭和十一年三月末現在に於て、融通先四十九、金額四億九千二百萬圓である。その既回收高は累計一億九千五百餘萬圓である。本法の有効期限は、昭和十二年五月八日であるが、期限内に於てその整理解決を計ることは、財界の實狀これを許さないもので、本法の有効期限を更に十ヶ年間延長せんとするものが、本案の實體で、誠に止むを得ないものと認め、これに協賛を與へたのである。

三、航路統制法

本案内容の要旨
政府は、海運業者に對し不當なる競争に關し、勸告を爲し得るの規定を設けたがその勸告が効を奏せざる場合には政府は海運業者に對し、航路の經營に關する協定を爲すべきことを命じ得るのである。更にこの協定が成らざる場合及び實情止むことを得ずと認めらるる場合には、政府は航路統制委員會の議を経て、航路經營の禁止又は制限を命ず

ることを得、又運賃その他航路の經營條件が、公益に反すと認めらるゝときは、同じく航路統制委員會の議を経て、經營條件に關し命令を爲し得るのである。此等統制機能に關し、その發動に過誤なからしむる爲め、届出又は報告を爲さしめ、檢査を爲し得る事とし、これに關する規定を設けたのである。

本案に對する我黨の態度

本法は對内統制に主眼を置き、海運業の發展、殊に外國海運事業に優越せしむるに就き必要なる調査研究なく、從つて、これに對處すべき計畫を伴つて居らない。海運業の重要性に鑑み甚だこれを遺憾とする。又非常時に於ける海軍との聯絡提携に關しても、意を用ふる所甚だ乏しきは不満である。然しながら對内統制とて素より必要の事であるから、海運政策に關し足らざるの點に就ては深く政府に警告を與へ、本案はこれを成立せしむる事とした。

四、産業對策新施設

法律を伴はざる施設にして新規事業として擧示するに足る目星しいものは殆んどない。強いてこれを求むれば次ぎの如くである。

(1) 中小商工業振興施設

本施設に計上せられたる經費總額は二百九十一萬四千二百三十五圓であるが、内二百萬圓は商工組合中央金庫設置に關する經費であるから、約九十萬圓が他の一般經費に充當するものである。施設の内容を檢討すれば所謂改増改減に屬するものもあるも、中央金庫の設置を機とし、計畫を新たに於て、商業組合、工業組合及輸出組合の普及發達に努め、中小商工業振興に邁進せんとする意氣を示して居る。然しあまり多くの治績は期待すべくもない。

(2) 液體燃料自給促進施設

概ね改増改減に依る費目であるがガソリン合成に關する試験の如き經費は少ないが刮目に値する事業であらう。其の他石油業法の規定に依る石油保有の確保、代用燃料の研究、石油資源の開發助成がその主なる事業であつて總計費四百五十五萬八千圓に過ぎぬ。無水アルコールに關する試験研究のないのは世界の情勢に鑑み殊に吾が國狀に即して考慮するとき甚だ遺憾とすべきである。

(3) 下請工業助成施設

府縣廳を介在せしめ、府縣をして統制を圖らしめ、當該府縣内の工業組合其他に依り中小工業者をして軍需品其他諸種の部分品を、兵器工廠、大工場等より下請けを爲さ

しめんとするものであつて、工業の地方分散、中小工業振興上相當の効果があるべきである。政府は之が注文請負並に製造等に關し指導監督を爲す爲め本年度九萬二千五百三十一圓の經費を計上し、本年度十府縣乃至十五府縣に實施の見込みで居る。

(4)博覽會に關する施設
紀元二千六百年記念萬國博覽會開催指導費 二八、一七一圓

巴里國際博覽會參同に關する經費 三三〇、〇〇〇圓
名古屋汎太平洋平和博覽會開催助成費 一〇〇、〇〇〇圓

記念博覽會の開催に遺憾なきを期する爲め、專任職員を置き指導監督を爲すに在る。

昭和十二年四月巴里に開催せらるる博覽會に我國の參加を勧誘し來つたので、これを機とし輸出貿易の進展に寄與せしめんとするに在る。

第四章 軍事外交拓務問題

一、國防充實と兵農兩全 我が國防の建前は不脅威不侵略にある。此建前の下に東亞の安定を維持し、廣汎なる生命

は如何。第一次第二次補充計畫は大體今年度を以て終了するが、明年は問題の無條約軍備第一年の豫算編成であり、第三次補充計畫に依る建艦を開始せねばならぬ。それから主力艦の代換建造、航空兵力の増勢、航空機の更新、水陸整備の急務等、これまた、大擱みに七億圓突破を見込まれる。それにしても、ソソ聯邦の極東國境に沿ふ過大な軍備は何に依るか。帝國の意圖に關する不當なる臆測の結果に依るか。理由の如何は問はず、我より之を見れば理解に苦しむを得ずとするところ、畢竟國境紛争の瀰起して已まざるは、抑も亦何を物語るか。轉じて支那は如何。依然として抗日反滿の態度は改められない。しかも支那政局は中央と地方と、新と舊と、幾多の勢力が、割據し交錯し抗争して表面の情勢は以て裏面の真相を捕捉すべくもない。此不安定は不測の禍機を何の日に藏するやを知らぬ。況んや亦赤色魔手の動きの北支背面に頗る活潑なる近狀に於ておや。隣接大陸の風雲此の如く陸軍多事の時に於て恰も海軍は無條約の時代に入るのである。吾等の念頭を去らざる深憂はその場合の我が海軍である。無條約が建艦競争を誘致すべきことは、當然として免れることの出来ない利目であり、建艦競争の結果が、競争誘發の危険に曝される機

線を守らねばならぬ。そうしてそこに我が國防の安全感を確保せねばならぬ。さりながら國防は相對的である。従つて此建前の伸縮性は必然的に免れない。政府の之に對する用意は果して如何。廣田首相は議會演説に於て、國防に言及して下のやうに述べた。國際情勢の現狀に鑑みまして、克く列國の動向に留意し、國防の充實並に之に關する諸施設の整備擴充に力を効して、國防上の不安を一掃すると共に、廣義なる國防の見地に立脚して、我國資源の保育とその統制運用準備とに一層の策勵を加へんことを期す」と。善いかな言や、されど謂ふ所の「國際情勢の現狀に鑑み」列國の動向に留意する」として、外交は此間に如何なる役割を務めんとするか。國際情勢の成るが儘に委して、他動的に追隨的に往くならば國防は相對的に伸びの一方以外に途はない。寺内陸相は豫算委員會の席上、明年度豫算に於ては、劃期的充實を要する國防費の協賛を求むることに、立ち至るべきを明言して居る。その明年度の要求豫算は彼此照合して約七億圓に上るであらうことも豫想が出来る。しかも此の充實計畫は今後四五年にわたつて繼續要求されべき筈であるから、結局は傳ふるところの六ヶ年二十億圓計畫の實現過程であるとの見透しに歸着する。翻つて海軍

會の甚しく多かるべきことも、簡單なる常識の判斷を以てしてさへ、吾等に合點を行かしむるものがある。而かも外交は期待の外に置いて、唯だ國防の充實に頼むの外はない。こゝに起り來る問題は財政の大膨脹であり、國民負擔の夥しき増嵩である。勿論我が忠良なる國民は國防費の負擔に對してその已むを得ざる限りに於て、之に驚くものも、之に反對するものも、あるべきを信じない。但だ驚かず、反對せずといふも、國民の負擔力には限りがある。必ずしも識者待つて初めて知るべきことではない。曾て無思慮輕率なる外務大臣は焦土外交を放言したことがある。焦土も猶ほ顧みずといへば、言は誠に壯なれども、何ぞその言の容易にして、その責任觀の輕薄なるや。我が國防の目標は最後の勝利であり、全き勝利であらねばならぬ。こゝに國家總動員の用意を要し、特に銃後の擔當に重き役割の覺悟がある。此時此際喫緊の要務は申すまでもなく、國民の力の培育であり漸養である。これ我黨が兵農兩全の強烈なる主張を堅持して譲らざる所以である。今期議會に於て政府は幾度か、この我黨の主張に對して全然是認同意の態度を表明し、その具體策を提げて、次期の議會に臨むべきを答へて居る。吾等は國防充實の急を思ふと同一の重要性を

痛感して、民力擴充策の具現を、政府に要望したのである。

二、肅軍問題 二・二六事件の直後に於て、肅軍は軍自らに於てなされるべく、第三者の心配は敢て煩はざるが如き聲明ありたれども、軍は即ち國軍であり、國民の心配は寧ろ當然である。寺内陸相の言動は此間の消息に就いて、國民胸中の琴線に觸れたるものあるを感じしめた。即ち議會開會の直後、恒例に依る施政方針演説終了の機会を捉へて、自發的に事件の真相を説明し、軍の眞意を披瀝するところがあつた。此際極めて重大なる意義ありと信じ、其長きを厭はず、特にその大部分を摘録することとした。曰く、

今次前古未曾有の不祥事を蒙るの下に惹起し、上は宸機を悩まし奉り、下は民心を不安に陥れ、特に多くの重臣に危害を加へたることは全軍將士の齊しく其責任の重大なることを痛感し且つ深く恐懼して居るのであります。併ながら反亂行爲の加擔者及び之に類する煽惑なる思想を有する者は極めて少數一部に過ぎず、且つ軍の全體としては一意軍務に精進し、國軍本來の面目は微動も致して居りませぬから此點は篤と御諒承の上御安心を願ひたいと存じます。

次に寺内陸相は「事件参加者の行動が許すべからざる反

亂行爲なりしことは既に彼等が兵營出發の時より明かなる事實であります」と斷言し、

その鎮定のためには直に強行手段に出づること可能であり、又こゝに出づべかりしも、斯くては當然同胞相撃つ流血の慘は免れざるのみならず、此地域内は長くも宮城に近く且つ皇族、王族邸を始め奉り、各官廳及び外國公使館の外多數住民の居宅等を含み、爲に人心に與ふる影響、其他禍害の及ぶ所定に測り知るべからざるものあり……當局は隱忍自重、殆ど嫌きを忍んで三日間に亘りまして各種の手段を盡して、反亂部隊の幹部に對し、其歸順方を極力説得するに努めたのであります。

と説き、しかも不幸にして目的を達すること能はず、二十九日遂に武力解決の已むなきに至つたその日に幸にも兵火を見ずして鎮定を見たのであると、經過の委曲を盡し、更に進んでその後の軍の取りたる手段と意見と決心とに説き及んで居る。即ち

軍當局は本事件の重大性に鑑み、深く其原因を探究精査して、禍根を一掃するの絕對必要を痛感致しまして、異常なる決意を以て、徹底的に其禍根を清掃せんことを期し、自ら軍警察機關を督勵するのみならず、司法警察機關等と共に密接なる連絡協調を保ちまして、全国的に且つ徹底的に其捜査に當つたのであります。

抑々軍隊に於ける命令の神聖と服従の絕對性とは常に軍紀の根源であります。不幸にして反亂元將校等が私に命令を濫用して目すべからざる命令の神聖を冒瀆したることは空前絶後の凶事でありませぬ。併ながら是が爲めに軍隊に於ける服従の絕對性は微動だにすべきものでないことは勿論であります……若し本事件の影響に依つて崇高なる兵役義務の觀念に疑念を懐かしめ、或は兵役義務者に對する理解ある國民的支援を減退せしむるが如きことが萬一にもありませぬれば國防上眞に由々しき大事であります。軍當局は之に對しましては最善の努力を拂つて萬違算なきを期して居る次第であります。

更にまた

反亂行動までに至れる彼等の指導精神の根柢には、我が國體と絕對に相容れざる極めて煽惑なる一部部外者の抱懐する國家革新的思想が横はつて居ることを看過す能はざるは、特に遺憾とする所でありませぬ。是等原因の如何に拘らず、苟も天皇親率の軍隊が、其本務に悖りて武器を以て、陛下の重臣を害ひ帝都の治安を擾亂致しましたことは斷じて許すべからざる反亂行爲でありまして、洵に痛恨の極みであります。

と述べ、その最後に、

軍は本事件に鑑みまして深く自省自戒し、其由つて来る原因を探究精査して之を交除し、更始一新、大いに軍紀を肅正して益々國軍の本領を擴充して、其精華を發揚し

以て上は陛下の御負託に對へ奉り、下は國民の信頼に副はんことを固く決意致して居る次第であります。

と斷然牢固たる決意の心底を吐露したのである。こればかりではなく、同日、日程の最後に於て、更めて秘密會を要求し、事件の内容に關して、一層詳細なる説明を行つた。かゝる率直にして明朗なる軍部大臣の態度は議會あつて未だ會て見ざるころ、蓋し寺内陸相を以て嚆矢とすべく、議員は言ふに及ばず、恐らくは全國民の憂を國軍の上と同じくするものは、一齊に安心の思を爲したと同時に、寺内陸相の誠意に對する信頼を厚うし、ますます健在にして、軍國の大事たる肅軍の達成を望んで已む能はざるものであります。

三、外交刷新の要望

國際情勢の複雑にして險惡なること、而して我國外交の多事多端なること、蓋し今日の如きはない。此折りも折、我國に外交のありやなしやの聲を聞くは何たる事といはねばならぬ。曾ては退嬰外交の批難があつた。また追隨外交の攻撃が行はれた。甚しきは極端なる焦土外交の放言に國民が驚かされた時代もあつた。退嬰といひ、追隨といひ將た焦土外交といふも、論議は別として外交はあつたといひ得る。近年の外務省に至つては、そ

の外交すらもなしといはれるのである。無外交ほど愚なるはなく、危険なるはなく、また大損害なるはない。勿論吾等は國交の調整は外交官の工作のみを過信することの不可なるを思ふ。現下の國際情勢に於て特に然りとす。民力の根柢に培ひ、國民の理解に懇へ、こゝに國本の磐石が築かれて、外交も亦容易に滑かになり得べしと思ふものではあるが、さりとて外務省無外交の聲を聞き流して安んじて居ることは出来ない。廣田首相は議會に於ける施政方針の演説中、特に外交に言及して、『統一ある自主積極的外交の確立を期す』と力説したが、これは單なる外交理念の繰返しに過ぎない。外交官出身の廣田首相として、吾等の期待に餘り遠きに失望せざるを得なかつた。吾等の聞かんとしたるは外交の抽象論ではなくその實蹟であつたのである。恰も世上、外交一元化の事を傳へた。曰く外海、陸の三相が定期的會談に依つて外交一元化を工作するにありといふ。議場に於て、其實否を政府に問へば、必ずしも絶無を斷言せず、議員は個々の立場に於て、夫々の納得を得たことになつた。若し此外交一元化が、首相の所謂『統一ある自主積極的外交の確立』を意味するものなりと明確なる答辯あるに於ては、何をかいはんやである。しかも議員

の質問が、再三再四、此事に及べる所以のものは、之を率直にいはいはしむれば、然らば從來は二元三元の外交ありて、特に此際一元たらしむるといふ意味か。言證に落つるものではないか。吾等の望むところは、素より外交の一元化即ち統一にある。唯だ此頃の統一は却つて霞ヶ關外交をして更に一層無外交の結果に陥らしめることなきやの憂慮である。吾等はこゝに有田外相の奮起を希望すると同時に、遺憾ながら一個の疑問を抱かざるを得ない矛盾を覺えたのである。繰返していふ。霞ヶ關外交は先づ自ら統一ある自主積極たるべしと。而かも徐に有田外相は曰く『時難を克服し、國策を遂行するの道は先づ第一に朝野各方面が國際の現状を十分に認識理解し、一致協力、其達成に勇往邁進するに在り』と。吾等は新外相の將來の成功に期待を懸くることに吝なるものではないが、その爲めに現前の外交の貧困を見逃す雅量を有するものではなかつた。我が外交陣營は如何。其機構を改革し、機能を擴充するの企圖は如何。多年の懸案である人事刷新の斷行は如何。經濟外交の對策は如何。貿易障礙の打開策は如何。隣接諸國との國交調整は如何。吾等は満足を得なかつた。而して議會の有ゆる機會に於て、その全面的刷新を要望したのであつた。

四、米濠關稅引上問題

五月二十四日の新聞電報は米國濠洲に起れる關稅引上問題を報じた。即ち米國に於ては伸縮關稅に依つて我が輸出綿布に對して、四割二分の關稅引上を行ひ、猶ほ且つ我が輸出が繼續するならば、更に割當を行はんとし、また濠洲に於ては人絹に對して十割乃至四十割、綿布に對して四割乃至十二割の各引上を行ひ、更に八十六品の雜貨に對して輸入許可制度を取ることになつたのである。抑も日、米貿易中棉花は昨年我に於て米國より三億七千萬圓の巨額を買ひ、之に對して我よりは米國に向けて綿加工品約八百十萬圓ばかりを賣つたのである。また昨年日、濠貿易は日本の入超一億六千七百萬圓に上つて居り、日本の輸入は羊毛のみにても一億九千萬圓に上り、濠洲に取りては一大顧客であるのである。以上の如き貿易關係なるに拘らず米濠共に極めて非紳士的に突如として禁止的の關稅引上を爲したることに對して、我政府は如何なる態度を取らんとするか。殊に濠洲に對しては最早區々の論議を排して直に通商擁護法の發動を斷行しては如何との趣意を以て、我黨代表をして質問せしめたのである。之に對して有田外相は濠、米兩國との間に交渉を重ねたる經過を述べ、特に濠洲の態度には遺憾とすべき點あり、我邦

五、臺灣拓殖株式會社法

に於ては斷乎たる決意を以て、至急適當なる機關に付議して通商擁護法發動其他適當の措置を講すべき旨確答するところがあつた。

一、南方國策の一機關 我が南方國策の遂行は臺灣を基點とすべし、即ちその國策代行の一機關たるの使命を帯びて生れ出でたのが本法である。領臺既に四十年、その間に於て開拓の跡は勿論面目の一新を見たることではあるが、猶ほ剩されたる天恵と資源とは、今後の施設經營に依つて、其開發を待つものが非常に多い。而して之のみに止らなはい、その地理的好條件を利用して、更に南支那及び廣く南洋全面に對して、經濟的の連絡發展の關係を擴大し、且つ之を緊密ならしめやうといふのが、新機關の仕事となる譯である。

二、組織・事業・保護・特典・監督 資本金は三千萬圓であるが、將來事業の進展に伴ひ必要に應じて増額することゝなつて居る。出資は半官半民である。民間は現金出資、政府は臺灣にある官有地を以て現物出資とする。その現物に對しては評議委員會の議にかけて公正妥當なる評價をすることになつて居る。役員は社長副社長各一人、理事三人以上

監事二人以上。事業は之を具體的に擧げるならば次の數項に亘つて居る。

- (イ) 土地の取得、經營及び管理
- (ロ) 山林、原野、海埔地等の開拓
- (ハ) 棉花、黄麻、苧麻等の栽培
- (ニ) 移民事業

(ホ) 以上の事業に附帶する事業

又南支及び南洋に於ては、主として拓殖資金供給の方法に依つて邦人拓殖事業の進展に協力助成をすることである。特典として擧ぐべきは、(一)他の特殊會社と同じく、資本増加には株金全額の拂込みを要せぬ、(二)拂込資本金額の三倍までの臺灣拓殖債券を發行することが出来る、(三)政府出資不動産登記及び臺灣拓殖債券發行登記の登録税を減額される。又保護と認むべきは、第一に民間持株に對する利益配當が年六分の割合に達せざる時は政府は無配當とする。第二に民間持株に對する利益配當年六分を以て、猶ほ餘りある場合は其超過額は民間と政府とに一と四との割合を以て配當し、即ち民間七分の時政府は四分、民間が八分の時は政府も亦八分となる。八分以上は同率である。前述の通り國策代行機關の性質を有するものとして、國家から種の保護と特典とを付與される關係上、政府よりは特別の

監督を受けることとなつて居るのは當然である。

三、修正と兩院協議會 本案に對してはその成立に根本的反對は絶無であつたけれども、衆議院に於てはその第六條中役員の任命選任及び、第十條業務監督の主體に對して修正が行はれた。然るに貴族院に於ては以上の衆議院の修正を全然覆へして政府原案に戻して了つた。衆議院は院議尊重で應ずることになり、遂に兩院協議會の開催を見、二日に亘る協議に依つて、第六條は衆議院修正案通りとし、第十條は貴族院の議決通り即ち原案通りとして、更に拓務大臣をして衆議院修正の趣旨を實行すべきを言明せしめ、協議會成案の通りに可決したのであつた。

第五章 内政問題

第六十九議會に於ける廣田首相の施政方針に關する演説は、廣田内閣の使命ともいふべき軍紀の振興と庶政一新とを目標とせるものであつたが、議會に提出せられた豫算案法律案はこの施政方針の演説と關係のない全く前内閣の遺物であつたから、謂はゞ、議會を通して國民に對する公約の程度に過ぎなかつた。即ち内政上の諸問題としては、前に述べた財政及び經濟、農村及び産業諸問題の外に、立憲

政治の透徹、國體觀念の明徹、文教の刷新、社會政策の整備充實、吏道の振肅、行政機構の改革等はその主なるものであつた。その言ふところ、目ざすところは、いかにも尤もであつたが、單に抽象的な理論に過ぎずして、毫も内容の捕捉すべきものなく、空を攫むが如きものであつた。従つて、議會の問題も過般の總選舉や、二・二六事件に關連して、苛酷峻烈を極めた言論の抑壓、人權蹂躪問題に集注され此等の點に關して、政府をしてその非違につき新なる注意を喚起するを得たのは、せめてもの收穫であつた。その結果として、不穩文書取締法案は、後に述ぶるやうに遺憾なく修正を餘儀なくされ、總動員機密保護法案は審議未了となり、又議會制度並に選舉法改正の二大決議案は可決せられて、政府は次の通常議會に、これが改正案を提出せねばならぬこととなつた。たゞ現内閣の唯一の社會立法たる退職積立金及び退職手当法案が多少の修正によつて通過したのは、労働者の生活安定、産業の健全なる發達を期する上より觀て、喜ぶべきことである。

今期議會に協賛を経た主なる内政上の新規事業は、内務省所管に於て、職業紹介に關する行政機構の改善、不穩分子に對する警察特別施設、結核豫防國民運動の振興、窮

乏町村財政援助等であり、文部省所管に於て、教學刷新、國體本義の編纂頒布、日本文化に關する講義施設、國民精神文化研究所施設擴充、日本文化に關する文獻蒐集頒布、教育刷新評議會創設、青年學校專任教員俸給補助の増加、中等教科書の編纂等であり、司法省所管に於て、司法警察の刷新、改正辯護士法の施行、思想犯保護觀察法の施行等である。

以下内政上の主なる問題について述ぶることとする。

一、司法權濫用・人權蹂躪問題 從來、總選舉後の議會に於て、選舉干渉、若くは、人權蹂躪の聲をきくは、殆ど常とするところであるが、併し今回の議會に於ける司法權濫用、人權蹂躪の糾弾は、從來のそれとは、非常なる相違があることを知らねばならぬ。干渉を受けた野黨が、政府を糾弾し、與黨は政府を支持するが通例なるが、今回は選舉當時、政府の與黨として、その庇護の下にありたる民政黨が、陰險なる干渉彈壓を受けた政友會と共に、否、寧ろ政友會よりも、一層深刻に、一層痛烈に血の滲むが如き新しき慘虐なる事實を擧げて、司法權の濫用と、人權蹂躪の非違とを糾弾し、小會派の全部も期せずして、共鳴一致して、本議會の始より終まで、本會議たるを、いづれの委員

會たるを問はず、苟も内務司法兩當局の臨むところ糺彈の聲をかざるなく、事この問題に關する限り、互に共鳴應援し、今議會が短期間にして質問時間の制限あるに拘らず、その制限を超過するも、何人も之を批難妨害せず、寧ろ質問者に感謝するが如き奇異なる現象を呈したる事實に徴しても、如何にこの問題の普遍的にして深刻なりしかを知るに足るのである。

吾等は靜に昨秋行はれたる縣會議員總選舉、又今春施行されたる衆議院議員總選舉の跡を顧る時、その取締の上に檢察當局の非違的手段により、如何に多くの善良なる國民が慮げられ、所謂無辜の民を出したるかを思ふ時、法治國の實、いづれにありやを疑ひ、慄然肌粟を生ぜざるを得ないといふも過言ではない。また彼等の非違は、延いて裁判の公正を害し、刑罰の苛酷を來したるにあらざるかを思ふ時、司法權の獨立と、神聖とをすら疑ふものやうやく多からんとするは、洵に當然のこと、いはねばならぬ。數千數萬の大金を横領するも起訴猶豫處分に付せらるゝものすらあるに、わづかな十圓二十圓の金錢を選舉に關して取扱ひたるの理由により、禁錮又は懲役數ヶ月に處せらるゝ

もの全國に續々としてあらはれ、選舉事犯の爲め、一年以上の自由刑に處せらるゝもの、決して稀にあらざる事象に對し、何人かその權衡の正しきを認め得べきぞ。警察に於て所謂任意留置と稱して不法拘留をなし、暴力を用ひて虚偽の自白を迫り、爲に善良なる國民にして、懊惱の極自殺したるもの發狂したるもの數からず、拷問の極負傷したるもの、病中に於ける苛酷なる取調の爲め死期を早めたるもの等枚舉に遑あらず。檢察も亦警察に依りてなされるこれらの非違を默認してそのなすがまゝにまかせ置くばかりでなく、その多くは檢事自ら當該警察署に出張して、警官と同一體となりて不法取調を取てし、甚しきは豫審判事までも同一警察署に於て、彼等と同一體として取調を爲したるが如き觀あるものなしとしない。しかも從來と異り拘留長期に亘るも保釋を許さず、爲に拘留期間七、八ヶ月に及ぶものすらあるを思へば、人權の自由と尊貴とは、全く泥土に委せられたるものといはねばならぬ。某縣に於ける如きは檢事に懸賞金を付したるころあり、密告に於ける如きるところあり、密告投書を歡迎獎勵して之を妄信し、良民を捕へ來つてこの密告投書に符合するやう自白を強要して事件を創作したる事案さへ數からず、彼等は實に法律常

識を以て、律しえざる不法手段を行つてゐる。世上遂に所謂新官僚の輩が、肅正選舉の好機を藉つて官權テロを恣にし、政黨撲滅の手段に供したと評するものあるに至りたるも無理ではない。前内閣の司法大臣は、司法官會議に於ける訓示中に、選舉事犯に對しては嚴罰主義を主張してゐるしかもその會議には檢事長のみならず判事たる控訴院長も同席してゐる。その席上に於て、嚴正に檢事せよといふこととなれば兎に角、嚴重に處罰せよと訓示するに至りては、刑罰を重くせよといふことに歸するは必然である。元より司法大臣は裁判權を冒すことは出来ない。然れども判事も亦行政の上の上司たる司法大臣の訓示に動かさるるは人情當然である。これ明に司法權の獨立を侵すものといはずして何ぞや。吾等は屢々各地の裁判所に於て、檢事が其論告中に「選舉肅正の折柄なる故、嚴罰に處すべき必要ある旨陳述するを聞いたのである。選舉肅正は一の政治運動たるにすぎず、司法權の作用は政治運動に動かさるべきでない。毅然として時流に左右されず、國法の適用を安當公正ならしむべき憲法上獨立の義務を有することを忘れてはならぬ。吾等はこれらの點につき政府に對して非違を正し、反省を促したところ、司法内務兩大臣共にその誤れる事を

認め、誠意を以て吏道の刷新を誓つた。特に人權蹂躪の事實に至つては内務司法兩大臣共に遺憾ながらその事實あるを承認し、吾等の指摘したる多數の具體的事實につきては妥當なる方法手段により嚴正なる再調を爲し、若し非違あるに於ては、斷乎として正當の處置をとるべきことを明言したのである。思ふに文化進轉の歴史は、人權發達史といふも過言に非ず。しかも昭和の聖代に於て、この不祥事實を見る。洵に痛嘆に堪へない。六月十二日の司法官會議に於て決議せる「國憲國法の尊嚴保持の方策」中に「人權の蹂躪を根絶し司法部に對する信頼を高むること」の一項を加へ、又同月九日の同會議に於ける司法大臣の訓示中「然るに訴訟の進行につき甚しく理想に依るものあり、又被告人の拘束が長期に亘るものがある爲手續上の處理に遺憾とするものがあつて大に考慮せねばならぬ」といひ、同月十六日に於ける地方長官會議に於ける内務大臣の訓示中にも「將來一層警察官の教養指導に力を致し以て人權の尊重に關し持し留意すべき」所以を力説せる點より見るも吾等の今期議會に於ける論議によりこれらの事實に對する政府の承認と之に對する將來の反省とは充分に知ることが出来ると思ふ。

吾等が「司法權の濫用」と「人權蹂躪」とにつき一事實を指摘して、政府を糾弾した事項中、主なるものは大體左の諸點である。

- 一、檢事も警察官も、法律の正條(現行犯處分等)に依らざれば被疑者の身柄を拘束することは出来ぬ、然るに今回の選舉違反事件の檢舉に當りては、任意留置と稱して被疑者を拘留し永きは數十日に及ぶものすらある。此の如きは重大なる人權蹂躪に非ずや。
- 二、捜査に當り自由を強ふるは不法である。元來自白は探證學上證據となるべきものではない。他の證據によつて斷罪の資料を得なければならぬ。然るに我が國の捜査官は自由を強ふる爲め、拷問手段等を用ひ人權を蹂躪するに至る。斯くの如き弊風は速に一掃すべきではないか。
- 三、犯罪事實を否認するの故を以て保釋を許可せざる理由なし特に今回の選舉違反事件に於ては、否認のみの事由により保釋を許さざる事例多し。此の如きは法の主旨に反するに非ずや。
- 四、共犯等、苟も牽連關係ある事件は合一審理に付すべきものである。然るに今回の選舉違反事件につきては、故意に事件を分離して審判する爲め、後に審理を受くるものは眞實發見の爲めの防禦方法を採る上に不利を來すこと多し。此の如きは不當にあらずや。
- 五、刑事訴訟法第二百一條は共犯の關係ある者又は其嫌疑ある

者若くは親族關係ある者等が證人となる場合には「宣誓を爲さしめずして訊問すべし」とあり。然るに同條第三項に「宣誓を爲したるときと雖も、其の供述は證言たるの效力を妨げらるゝことなし」とある爲め、公判判事又は豫審判事が右の關係ある者たることを知りながら宣誓せしむるは、現今全國的に常に行はれつゝある事實なり。選舉事件の審理に當り、特に亂用せらる。此の如きは偽證の威嚇により、虚偽の事實を認めしむる術策に濫用するといふも否定しがたく、他方眞實發見の爲にも宣誓せしめざるを正當とす。速に之を矯正すべきに非ずや。

右に關し司法大臣は悉く吾等の意見の正當なるを認め誠意を以て矯正すべきを明約し、特にその一につきては内務大臣も亦將來かゝる事なきやう努力すべしと誓つた。吾等が指摘せる人權蹂躪の具體的事實につきては、政府は次期議會に其調査並に其處分につき報告をなすべく、所謂任意留置の人数日數等各警察署別の調査も提出報告さるゝことになつてゐる。吾等はこれらの事實並に今後に於ける檢察裁判の事實につき來る通常議會に一層熱心深刻に本問題を檢討して内務司法兩當局の反省を求めねばならぬ。特に黨員各位に於ても慎重にして徹底せる調査と監視とを怠らざらんことを望む次第である。

二、思想犯保護觀察法

本法は「釋放者保護制度の一部にすぎないが、我が國のこの種の事業の法制化としては實に劃期的意義を有するものといはねばならぬ。保護觀察の對象は之れを一般の犯人に及ぼさず單に思想犯人即ち治安維持法違反者中に限るのである。之を詳細に述べれば左翼思想犯人が、更に罪を犯すの危険を防止し、且つ適法にして秩序ある生活に馴致せしむる爲に、起訴猶豫の處分、又は執行猶豫の言渡を受け若くは刑の執行を終り、又は假出獄を許されたるものの中特に必要なりと認めらるゝものに對して保護觀察處分をなさんとするものである。政府の説明に依れば共產主義者の運動も近時諸種の原因により漸次落潮の傾向を辿りつゝあるも、最近刑期の満了により出獄するもの、執行猶豫期間の満了なるもの等多數に上り、之が必要喫緊なるが爲め提案したといふのである。

一、制度の概要 保護觀察の要否は、保護觀察審査會に於て審査決定すべく、保護觀察の方法としては本人を、保護司の觀察に付し、保護者に引渡し、又は、保護團體、寺院、教會、病院若くは適當なる者に委託して之を行ふべく、尙本人に對し居住、交友、又は通信の制限、其他適當なる條件の遵守を命ずることを得る。保護觀察の期間は二年であ

るが、その期間中と雖も隨時その處分の取消、變更を認めると共に、期間の更新をも認め得る弾力性を持つてゐる。機關としては保護觀察所を設け、思想輔導官、思想保護司を置き、また保護觀察所の組織權限、保護觀察の實行等については勅令に譲ることになつてゐる。

思ふに檢察、裁判、所刑は所謂司法制度の三大要素なるも保護制度こそは改善刑罰主義の最後の仕上げをなすべき重大なる施設でなければならぬ。此の見地よりすれば、この保護制度は單に思想犯人のみに限らず、一般犯人について考ふべきことである。比較的インテリ階級者多き思想犯人に比すれば、一定の住所なく生業を有せざる無頼の犯人にこそ寧ろ必要なるもので、若し豫算關係上、一時思想犯人のみに限局せざるを得ざりしとせば、寧ろ之を全面的規定となし置きて、其實施に當り漸次に範圍を廣むべきであると思ふ。政府も亦この點について考慮を拂ひ進んで提案すべきである。然れども本法は適用其宜しきを得ば、國家を益すること大なるも一度運用を誤り、舊刑法の監視制度の如きものとならんか、その害は懼るべきものがある。その衝に當る者に對し深甚なる戒愼を望むものである。

三、退職積立金及退職手當法

近年動ともすれば閑却せられがちであつた社會立法であるから、此意味に於て本法の審議は相當に社會注目の的となつたのである。この法案は読んで字の如く、工場法の適用を受ける工場と鑛山法の適用を受ける事業に於て使用せらるる労働者が、退職する時に受くべき退職手當を法律化したものである。即ち従來は所謂淳風美俗に依つて工場主や鑛山主が退職労働者に對し、それぞれの内規に従つて手當金を與へてゐた所も少くなかつたのであるが、かくの如きは殆んど大工場大鑛山に限られて居たので、労働者の福祉をも慮つて立法せられたのが此法案である。

而して議會の修正案にては、五十人以上の労働者を使用する工場鑛山はすべて退職手當を支給すべきを規定し、五十人以下の事業と雖も事業主が希望する場合には勿論法律に依るを得るやうにしたのである。(法文第一條、第三條)

但し比較的小資本の工場鑛山では、退職者の生じたる時に遽かに右の金額を調達する事は實際に於て仲々困難であらうから平素より年に一回以上賃金の百分ノ二——但し事業にして相當の利益が擧つて負擔力の有る場合は更に加へて百分ノ三までに當る金額——を積み立て、(第十六條、第十七條)これを郵便貯金、銀行預金、信託預金、もしくは登録國債のいづれかにして

管理して置かねばならぬやうに定め、(第二十條)これを費消した者には刑罰を課したのである。(罰則各條)一方労働者の方でも平素から賃金の百分ノ二を節約して積立て、自らの退職時に豫め備ふべく積立金と爲すのである。(第十一條)而して右の退職手當に付ては勤続年限の如何に依り、若しくは労働者の退職の際の事情に依つて増減せられ、或ひは全く支給せられぬ場合も生ずるのである。

但し右の方法の他に、事業主が別個の準備積立金制度に依ることもあるのである。即ち上述の退職手當積立金の如くに、支拂賃金に應じて積立をなし、これを各労働者別に計算する方法を好まぬならば、豫め勤続一年に付いて少くとも賃金の十二日分及び特別手當として勤続一年以上三年未満は二十日分、勤続三年以上は三十五日分を與へる規定が作られてあり、その準備積立金として大體毎年支拂賃金の百分ノ三・三以上を積立つる方法を選ぶ事も出来るのである。(第三十條)而して第十六條第十七條による退職手當金も第三十條による準備積立金もひとしく免稅の特權を受け、且つこの金は事業主の債權者によりて差押へらるる事は出来ぬのである。(第二十三條)

猶、本法が執行せらるる以前より既に居る退職手當の規定は本法によりて、自然消滅的に廢止せらるる事は無い譯で、従つて従來本法の規定よりも多額の手當金を支給してゐた事業主は、この法律の規定によつて積み立てる退職手當のほか従來の手當と本法に依る手當との差額のみを給與すればよいのである。(第四十三條)

而して上述の退職積立金及び退職手當の支拂に付て紛議の起る場合には、審査機關として各府縣に退職積立金審査會を設けて知事を會長と爲し、事業主側、労働者側、官吏側等の各方面より委員を擧げて産業の圓滿なる發達を期せんとするのである。

以上に於て今議會を通過したる本法の要綱を大體説明したのであるが、念のため政府提出の原案と政友民政兩黨一致の修正案との相違の要點を列記しよう。

一、本法の適用範圍を、三十人より五十人に修正したる事。——これは吾國の小企業が歐米のそれと異つて大中小企業に吸収せられず、吾國特有の獨立性を帯びて居り、空手空拳を以て家族的もしくは準家族的に營まれ、然もこの種の小企業が近年躍進しつゝある輸出産業の先頭部隊たるの觀があり、而してこの小企業が實際には失業者の貯水池の如き役目を演じてゐる點に鑑み、暫く適用範圍を五十人以上に限界して本法施行後の社會の推移を試みに大觀することとした。但し精神は勿論出来る限り廣範圍に本法の適用せらるるやうになることを望むのであるから、附帯決議に於てこの趣旨を明かにしたのである。

間の賃金の百分ノ三に達する迄の金額を遅滞なく積立つ可き事を規定したるに對し、修正案としては、右の或る一定以上の利潤の標準を法文に列記する事は削除してこれを命令事項に委ねる事とし、「勅令ノ定ムル所ニヨリ」行政官廳ノ認可ヲ受ケタル金額」を積み立つる事に修正したる事。——この修正に於ては、事業に一定の利潤ありし場合に其の事業主が普通の積立金以上の金額を奮發すべき原案の精神は少しもこれを殺してはならないのである。只事業の利潤の標準を法文の表面に記さずして、謂はゞ裏へまはして蔵つて置く手段を採り、すべては行政官廳が利潤の有無の判斷を爲す役目を引き受けるやうに爲したのである。かく改むる事によりて事業主と労働者とが絶えずその事業の利潤の程度に付て互ひに争論するが如き不祥事を防ぎ、行政官廳が第三者として民意を十分に採り入れつゝ公平なる裁定をなし、以て産業の伸長に資せんとしたのである。

一、第三十三條の罰則中、「三年以下の懲役」を「一年以下の禁錮」に改めたる事。(罰金額は原案と同様である)——本法の精神より見れば元來罰則を受くるが如き事業主の生ぜざるやうに法文の各條を固めて行く事が肝

本法の要旨は、間諜即ちスパイの取締りにある。將來の戦争が、所謂國力戦となり、その當然の歸結として軍に軍事機密の保護のみを以て足れりとなせず、廣く國防資源の状況並に、是が統制運用に關する重要事項についても、考慮せなければならぬ爲め、本法の制定は、刻下の喫緊事であるといふのが政府の主張である。そのスパイの取締といふも、本法違反なりと認めらるる時は國民は何れも所謂のうくるものであり、同時に規定そのものが、極めて廣汎模範として、限界判明せず、爲に産業上の調査は元より、政治上の國策研究、それ等の報道をすら阻害する、懼あり、且つその指定は命令、又は政府の意思により爲さるゝこととなつて居る爲め、國民としては政府の意思により不幸にしてこの罰則に觸るゝ危険が極めて多い重大なる法案である。固よりスパイ、又は之と行動を共にするが如き、非國民的行爲をなす者は、死刑に處すとも尙足らざるものがある。然れども法條の上よりすれば良民も、不知不識の間に、之に觸るゝことなしとせず、況んや認定は一に取調官の心証によつて決せられるものである限り、かゝる法規の制定は慎重になさなければならぬ。若しかゝる法規の爲め、國防は國民の總意總努力によるとの原則に對する國民の共

力を怯懦ならしむるが如き事象を惹起するが如きことあらばそれこそ角を矯めんとして却つて牛を殺すの結果となる。スパイの取締に對しては現行法に於て他に適當なる方策があるべきである。法の構成字句及び他の法令との關係等より見ても極めて杜撰未熟なるもので、若しこのまゝに議決するに於ては、不穩文書取締法以上の惡法たるべしとの論議が議會の全部を支配し然かも會期切迫して十分に慎重周密なる審議を進むること能はず遂に審議未了の餘儀なきに至つたものである。

第六章 法律案

今期議會に於て衆議院に提出せられたる議案總數は二百五十八件で、此外に受理したる請願總數七百四件、質問數十六件に上つて居る。此内の議案を分類すれば左の通りである。

- 政府提出議案 六十五件
- 内
- 豫算案 七件 兩院通過
 - 決算 一件 委員會報告是認
 - 國有財産増減總計算書 一件 委員會報告是認
 - 承諾を求むる議案 十件 兩院承諾

議員提出議案

- 法律案 四十六件 (兩院通過 四十五件 審議未了 一件)
- 上奏案 二十件 (本院通過 四件 其他は審議未了 一件)
- 建議案 五十八件 (可決 百十四件 其他は修正議決 十三件 可決 四件 其他は議題とならず 一件 可決)
- 決議案 十三件 (可決 四件 其他は議題とならず 一件 可決)

一、政府提出法律案

こゝに政府提出法律案を一括して掲げ、その大要を報告することとする。

- 1 米穀自治管理法案
- 2 米穀統制法中改正法律案
- 3 穀共同貯藏助成法案
- 4 産鹼處理統制法案
- 5 蠶絲業組合法中改正法律案
- 6 蠶絲業法中改正法律案
- 7 昭和六年法律第四十號中改正法律案 (重要産業の統制に關する件)
- 8 商工組合中央金庫法案
- 9 自動車製造業法案

- 10 東北興業株式會社法案
- 11 東北振興電力株式會社法案

以上十一案は第三章にあり一兩院通過

- 12 不穩文書等取締法案
- 13 思想犯保護觀察法案

以上二案は第五章にあり一兩院通過

- 14 昭和十一年度一般會計歳出の財源に充つる爲特別會計に屬する資金の繰替使用等に関する法律案

これは通信事業特別會計に屬する資金の内三百四十萬圓を、帝國鐵道特別會計に屬する資金の内七百萬圓を各繰替使用し、關東局特別會計より四百四十萬圓、朝鮮總督府及び臺灣總督府の特別會計より各百九十萬圓、樺太廳特別會計より百四十五萬圓、南洋廳特別會計より四十五萬圓を何れも一般會計に繰入れたる右繰替使用又は繰入に關して法律の制定を要するものである一兩院通過

- 15 昭和七年法律第一號中改正法律案

昭和十一年度分の滿洲事件の經費は二億二千餘萬圓を要すれども、右の内一般會計に屬する分は滿洲國防費分擔金受入等の金額を差引き一億七千八百八十餘萬圓を公債財源に依ることとしたる爲め、その公債發行限度を改正増加の要あるに因る。一兩院通過

ある。

2 百貨店法案

本案は各派有志の提案である。

3 産業組合中央金庫特別融通及損失補償法中改正法律案

4 不動産融資及損失補償法中改正法律案

以上の二法律は本来財界の不況時に對する應急施設として立法せられたもので其使命は頗る重大なるものがあるけれども今日にては殆んど死法に等しく、國民の期待に背くこと甚しいのである。即ち不動産融資及び損失補償法は、日本勧業銀行、農工銀行及び北海道拓殖銀行をして地方銀行に對して其不動産擔保の固定貸に對し五億圓の特別融通を行はせ、以て地方金融の疏通を圖らんとするものであつて、政府は之に對して特別融通金額の二割、即ち一億圓を限度とする損失補償を行ふこととなつて居るのである。而して本改正案は同法の第一條に更に一號を加へて、日本勧業銀行、農工銀行、及び北海道拓殖銀行をして、右資金を以て、農山漁村に居住する農工商業者の高利債の借替、又は経済更生の爲めにする不動産抵當貸付を行ひ得ることとし、以て地方金融の改善を圖らんとするものである。尙ほ之に伴ひ民法第三百六十四條の規定の適用に例外を設けて本制度の特別融通の場合に債権を質入する時に、債権者の承諾を要しないこととし、以て迅速に貸出を爲さしめんとするものである。又産業組合中央金庫特別融通及び損失補償法も同様の趣旨で、中央金庫をして所

屬の信用組合聯合會及び信用組合に、一億圓の特別融通を行はしめて居るものであるが、此貸付けの場合にも民法第三百六十四條の規定を適用しないこととしようといふのである。政府のこれに對する意見は地方金融改善を圖る爲めに右改正の趣旨に不賛成でないが、銀行業務の擴張と民法除外例には考究を加へたいとの態度であつた。然し衆議院は滿場異議なく、原案を可決した。

第七章 決議案

一、聖旨奉讀……庶政一新 今次開院式に際して賜りたる優渥なる 聖勅に對し奉り、衆議院の深甚崇高なる感激は其奉答文を以て、自ら安んじ、自ら已む能はず、至誠の進るところ、更に力強く決意すべしとの議は期せずして、各派各議員全然一致の意思であつたが、吾黨は特に積極的に指導的に此議の促進實現に努力するところあり、茲に五月二十二日を以て、聖旨奉讀庶政一新に關する決議案の上程を見むに至つたのである。

聖旨奉讀庶政一新二關スル決議

コトヲ期ス 謹みて按ずるに、朝野和協、文武一致と宣はせられたる聖旨の極めて深遠であり、如何に刻下の事態に御念遊ばさるゝかを拜察し奉り、國民は齊しく恐懼措く能はざるところである。衆議院は唯夫れ自肅自強、議會の機能を發揮して民意を暢達し、能く立憲政治を擁護して國運の恢弘を期し、以て聖明に酬ひ奉らんことを期すべきである。而して文武各其職分に恪循し、君國の爲め其心を一にして奉公の誠を效すに於ては、國力の充實、國運の進展、期して待つべきである。しかしながら政府にして徒に其信念を聲明するに止り、内外の輿論政策の見るべきものなく、庶政の一新を要望する時代の大きな流れに掉して、時局を收拾し國運進展を圖るの氣魄果斷を缺くが如きことあらば、本決議の趣旨と全く相容れざるものであり、政府の責任は極めて重大である。政府は深く思を此に致すべきを要望して已まぬ次第である。

洵に絶好の機會

議會並に選舉に對し革新向上を求むるの氣運は、その直接の關係者たる議員間に於て、近年相當眞剣にして根強い底流をなして居つた。これは内面的自覺と外面的情勢との合流作用であることは多言を俟たぬ。

今日の如き議會の不振と選舉の墮落とを誘致したる原因に就いては、事新しく探求を待つまでもなく、議員は勿論朝野國民全般の精神的缺陷に基くこと、否み難しとすると同時に、形式的制度上の不備とその時代遅れも亦與つて大なる役割をなして居るのである。従つて唯だ議員そのものの自肅自強のみに期待するべきではなく、朝野國民全般の覺醒が一齊に展開されねばならず、併せて時勢の進展に伴ふ制度上の革新も亦必ず行はねばならぬ所以である。これを省みることなくして、今日まで放置したる責任は果して何人に屬すべきか。或は知らずして此に至らしめたりといふべきか。議會自らの責めは固より迴避を許さずとするも歴代の政府者も亦重大なる他の半面の責任を分擔せざるを得ないものがある。即ち議會に對する場合に就いて見れば政府者は常に立法院の標頭と活躍とを煩はしとなしたる顯著なる傾向があり、また選舉に對する場合に就いて見れば國民の無自覺を奇貨措くべしと爲し、官權の濫用を以て與黨製造に爲さざる所なかりし夥しき事例がある。議會も選舉も成るがまゝに爲し置くことの却つて利便なりと思惟したる結果に外ならぬ。かくの如くして議員と議會とのみを責むべきか。憲政の完成を庶幾し得べきか。然れども今日

が單なる學者又は官僚が主として人選に入る爲め往々にして會議の本旨に副はざる結果に到達し、其成果は國民の期待に反するの事例枚擧に遑あらず、幾多の苦き經驗を嘗めたるに因るのである。これは正しく官僚政治に對する不信任であるといふことが出来る。かくて廣田首相は二案の可決決定の結果に對し直に起ちて、『只今御決議に相成りました兩決議の趣旨は政府に於ても同感であります、政府は其趣旨の在る所を體して善處する考へであります』との言明を爲した。

四、雪害對策 本決議案に就いては、第三章の農村對策新設の條下に於て言及し置きたるを以て、こゝに之を省略する。

第八章 結論

今期議會の劈頭、開院式に際して賜りし優渥なる聖勅に對し奉る吾等の深き感激は、全會期を一貫せる崇高なる指導精神となり、終始あらゆる機會に發露せられたのである。かの 聖旨奉體庶政一新の決議の如きは實にその一である。兩政黨が議會の品位維持の爲に力めて協調の實を擧げたるもその一である。又僅に二十數日を以て、通常

八八
議會をも凌駕すべき五十有餘件の各案を議了したる精勵振りもその一である。議會の自肅發奮は正に斯くの如きものであつた。而してこの間に於ける吾黨の指導的努力は實に尋常ならざるものがあつた。

然れども、かゝる審議の結果に拘らず、特記するに足る其收穫は總に寺内陸相の肅軍に關する誠意と、多年懸案の農村關係の諸法案並に近年兎角閉却せられたる觀ありし社會立法の通過等を數ふるに止まる。之を有り態に云へば、國民の現内閣に對する漠然たる不安は未だ全く氷解するに至らぬのである。廣田首相が組閣の時宣言したる庶政一新の真意は如何。不祥事件後の情勢の眞相は如何。馬場財政の本質は如何。噂せらるる如き財政計畫ありとせばその容は如何。その増税の範圍と程度は如何。その産業費への寄與の熱意は如何。而して屢々繰り返されたる馬場蔵相の聲明中、當初は斷行するが如く、次には思ひ止まりしが如く、模範として徒に財界に波瀾を生ぜしめたる統制經濟の採用の程度は如何。而して外交問題に關しては、現下の非常時局に鑑み國民の要望せる隣接諸國との國交調整、經濟外交の實現等孰れも一日を緩らす可らざるものがある。然るに廣田内閣は前内閣以來聲明せる外交理念を繰

返すに止まり、其實績に於て今尙は具體的の効果を收め得ず、國民不安の念を一掃すること能はざるは吾等の失望を禁じ得ざりし處であつた。此等の質疑應答の結果に徴するに、廣田内閣は元來確乎たる建設的方針を有したる譯ではなく、只「何か一新の氣運をつくらねばならぬ」と意氣込みたる程度にはあらざりしかとの疑惑は未解決の儘にて通常議會へ持ち越されたのである。

之を要するに今期議會は肅正選舉の後、また未曾有の不祥事件の後、而して廣田内閣最初の議會であり、従つて國民の政治的關心は頗る深く且つ大なるものがあつた。然るに其提案に係るものは、豫算案並に重要法案共に、悉く前内閣の踏襲にして、組閣當時天下に呼號したる庶政一新に就いて、何等見るべき政策のなかりしは、甚だ遺憾とせざるを得なかつた。唯だ吾等は政府が、吾黨の主張である立憲政治の確立、肅軍の徹底、國防産業の兩全、低金利政策の實行、税制の整理、産業貿易の振興、行政機構の改革、教育の刷新等に對して、是認同意の態度を明にし、更にまた風貌未だ茫漠たる廣田内閣をして、其政策の確立、特に庶政の一新と肅軍の遂行とを、次期の通常議會に約束せしめたることは、今期議會に於ける吾等の任務の達成であり、

同時に一大收穫であつたといふべきである。されど要は言明や、理論にあらざる、廣田首相が眞に時局の核心に透徹したる政策の具現に、果して幾子の力と熱とを有するや否やに懸るのである。吾等は刮目して今後の實績を見守らんとするものであるが、此際吾等は一層、精勵以て政務の調査に徹底し、團結以て時艱の重責を痛感し、政府を督勵鞭撻して國民の寄託に副る、潑刺たる意氣を抱いて、來る議會に臨まねばならぬ。

鈴木總裁の挨拶

茲に議會終了後、五月二十八日、議員總會に於ける鈴木總裁の挨拶を録して筆を擱く。

第六十九議會は一日日を以て終了しました、茲に諸君連日の非常なる御健闘に對して、厚く感謝致します。
本議會は特別議會で、極めて短期であつたに拘はらず、豫算案を始め、五十件に近き議案を議了したことは異常の成績であります。これは議會が非常時局を認識して、政府を督勵して協調的態度を取つた結果であり、殊に政民兩黨が大局に對する認識を新にして、全く歩調を一にした收穫であります。政府はこの成績に鑑みて、その議會に負ふ所甚大なるを考慮し、併せて今後の方針に對處せねばならぬこと、存じます。
諸君、現内閣は成立以來、聲明又聲明、頻りに庶政一新を提唱

したが、この議會に現はれたる諸政策は主として前内閣の踏襲に止まり、本議會を通じて痛感したことは革新的獨創性の缺乏であります。只現内閣は成立日尙ほ淺きを以て、私は今後に之を期待するのであります。殊に開院式には特に優渥なる勅語を賜ひ、私は恐懼感激措く所を知らぬのであります。故に今後に於ては、議會並に政黨は益々自應自強に努め、一面政府を鞭撻督勵して、庶政を一新し、人心を安定せしめねばならぬと存じます。依つて我黨に於ては他派と協調して、聖旨奉體庶政一新の決議案を提出し、全會一致で可決されたのであります。政府は宜しく之を尊重し、又議院制度の革正、選舉法の改正に就ても、同じく議會の決議を重んじて直に着手せねばならぬこと、存じます。

要するにこの議會に於て、政府が國民に公約したことは、庶政の一新と憲法の達成とである。若し政府が荏苒日を閲してその目的を達することなくんば、内外の時局は益々困難にして國難は排除せられないのであります。この意味を以て切に政府の努力を希望致します。

終に臨み、重ねて諸君の御奮闘を謝し、愈時局の重大を切感して國家憲政のため御努力あらんとを希望致します。

昭和十一年八月七日印刷
昭和十一年八月十三日發行
山口縣宇部市大字小串
千八十六番地
著作兼
發行人 高良宗七
山口縣山口市田町十九番地
印刷所 増見印刷所

終

